

あ ん し ん

# 介護保険



令和  
5年度版

～相談から利用までわかりやすく解説～

# も く じ

## 介護保険のしくみ

・みんなで支えあう制度です……………4

介護保険  
のしくみ

## サービス利用の手順

・サービスを利用するまでの流れ……………6

利用の  
手順

## 要支援1・2の方〈介護予防サービス〉

・介護予防サービスの利用のしかた…10  
・介護予防サービス……………11

介護予防  
サービス

## 要介護1～5の方〈介護サービス〉

・介護サービスの利用のしかた ……14  
・介護サービス（居宅サービス） ……15  
・介護サービス（施設サービス） ……17

介護サー  
ビス

## 地域密着型サービス

・住み慣れた地域で生活を続けるために…18

地域密着  
型  
サービス

## 福祉用具貸与・購入、住宅改修

・生活する環境を整えるサービス…………20

福祉用具、  
住宅改修

## 利用者負担

・介護サービスの利用者負担 ……22

利用者負  
担

## 利用者負担軽減等施策

・介護保険をもっと使いやすくするために…23

負担軽減  
施策

## 介護予防の取り組み

・介護予防・日常生活支援総合事業…28

介護予防  
の  
取り組み

## 介護保険料

・保険料は大切な財源です ……30  
・40歳～64歳の方の保険料 ……31  
・65歳以上の方の保険料 ……32

介護保  
険料

## 介護保険に関する相談窓口

・越谷市の地域包括支援センター…………34  
・その他の介護保険に関する相談窓口…36  
・介護保険Q & A……………39

相談窓  
口

## 介護保険以外のサービス

・主な高齢者福祉保健サービスなど…40  
・成年後見制度……………47

介護保  
険外  
サー  
ビス

### はじめに

この「あんしん介護保険」は、介護保険制度について、相談からサービスの利用までの流れをわかりやすく解説したパンフレットです。

初めて介護保険を利用される方、介護保険について知りたい方、介護について不安がある方など、介護にお困りのことがありましたら、まずは、このパンフレットをご一読いただき、市役所やお近くの地域包括支援センターへのご相談などにご活用ください。

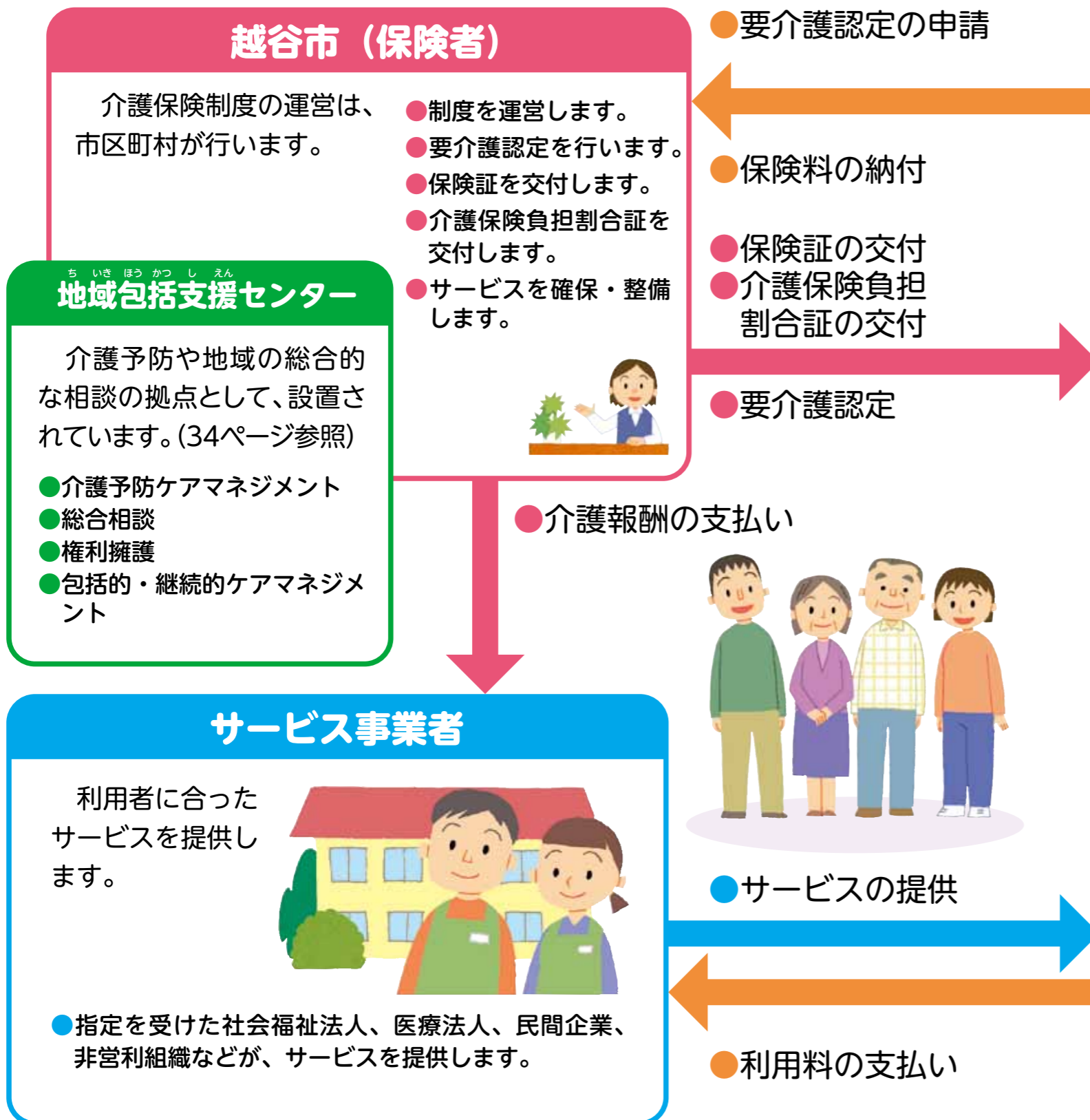
「介護保険制度」は高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして、平成12年4月にスタートしました。少子化・高齢化が進む中で、核家族化の進展、老老介護、女性の社会進出など、介護を家族だけに頼っていくことが難しくなっています。

介護は、誰もが直面する問題であり、老後の最大の不安要因であるとも言われています。

介護保険についての理解を深め、不安を解消するためにも、ぜひ、このパンフレットをご活用ください。

# みんなで支えあう制度です

介護保険制度は、越谷市が保険者となって運営しています。40歳以上のみなさんは、加入者（被保険者）となって保険料を納めます。介護が必要となったときには、費用の一部を負担するだけでさまざまな介護サービスを受けることができます。



## 介護保険に加入する方（被保険者）

年齢で2つの被保険者に分かります。



### 第1号被保険者 65歳以上の方 サービスを利用できる方

第1号被保険者は、原因を問わず介護や日常生活の支援が必要となったとき、市の認定を受け、サービスを利用できます。



### 第2号被保険者 40歳～64歳の方 (医療保険に加入している方) サービスを利用できる方

第2号被保険者は、下記の特定期病（16種類）により介護や支援が必要となったときに市の認定を受け、サービスを利用できます。

※交通事故などが原因の場合は、介護保険の対象外となります。

#### 特定疾病（16種類）

- |  |                                       |                                   |                                      |
|--|---------------------------------------|-----------------------------------|--------------------------------------|
| ● <b>がん</b><br><small>（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。）</small> | ● <b>骨折を伴う骨粗鬆症</b>                    | ● <b>脊柱管狭窄症</b>                   | ● <b>脳血管疾患</b>                       |
| ● <b>関節リウマチ</b>  | ● <b>初老期における認知症</b>                   | ● <b>早老症</b>                      | ● <b>閉塞性動脈硬化症</b>                    |
| ● <b>筋萎縮性側索硬化症</b>   | ● <b>進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病</b> | ● <b>多系統萎縮症</b>                   | ● <b>慢性閉塞性肺疾患</b>                    |
| ● <b>後縦靭帯骨化症</b>   | ● <b>脊髄小脳変性症</b>                      | ● <b>糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症</b> | ● <b>両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症</b> |

#### ■ 介護保険の保険証が交付されます

介護保険の加入者には医療保険の保険証とは別に、1人に1枚の保険証（介護保険被保険者証）が交付されます。介護保険のサービスを利用するときなどに欠かせないものですので大切に扱しましょう。

- 65歳に到達する月に交付されます。
- 40歳～64歳の方は、認定を受けた場合などに交付されます。

#### ■ 介護保険負担割合証が交付されます

介護保険の認定を受けている方には、介護保険負担割合証が交付されます。サービスを利用するときの自己負担の割合（1割、2割又は3割）が記載されています。

- 有効期間は1年間（8月～翌年7月）です。

# サービスを利用するまでの流れ

どんなサービスを利用したいのか、決まっている人もそうでない人も、まずは地域包括支援センターや市の窓口で相談しましょう。サービスを利用するまでの流れは次のようになります。

## 1 相談します

地域包括支援センターや市の窓口で、介護サービスや介護予防サービス、介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービス事業など、どんなサービスを利用するか相談します。

[越谷市の地域包括支援センター→34ページへ](#)

### 介護サービスや介護予防サービスを利用したい人

## 2 申請します

介護サービスや介護予防サービスの利用を希望する人は、市の窓口で要介護認定の申請をしてください。申請は、本人または家族・成年後見人などのほか、地域包括支援センター、省令で定められた居宅介護支援事業者や介護保険施設などに代行してもらうこともできます。

### 申請に必要なもの

- 要介護・要支援認定申請書
- 介護保険の保険証
- 健康保険の保険証

※このほか、本人や代理人の本人確認書類等が必要です。

申請書には、主治医の氏名、医療機関名などを記入します。介護を必要とする原因疾患などについて意見を書くことができる医師を主治医としてください。また、介護認定申請に際し、主治医意見書を書いてもらえるかどうかを本人や家族などから医療機関へ電話などで確認してください。

### 介護予防・生活支援サービス事業を利用したい人

## 2 基本チェックリストを受けます

[28ページへ](#)

介護予防・生活支援サービス事業の利用を希望する方は、地域包括支援センターや市の窓口で基本チェックリストを受けます。基本チェックリストで生活機能の低下がみられた場合は、「介護予防・生活支援サービス事業対象者」として介護予防・生活支援サービス事業を利用できます。

※基本チェックリストを受けた後も、介護が必要と思われる方には要介護認定の申請を案内します。  
※40歳～64歳の方は、基本チェックリストの判定による介護予防・生活支援サービス事業の利用はできないため、要介護認定で要支援1・2と認定される必要があります。

### 一般介護予防事業のみ利用したい人

一般介護予防事業のみ利用したい場合は、基本チェックリストを受ける必要はなく、65歳以上の方なら誰でも利用できます。

[28ページへ](#)

## 3 認定調査が行われます

### ●認定調査

市の職員などが自宅等を訪問し、心身の状況を調べるために、本人と家族などから聞き取り調査などをします。(全国共通の調査票が使われます)



### ●主治医意見書

本人の主治医が介護を必要とする原因疾患などについて記入します。



### 主な調査項目

#### 基本調査

- |           |               |
|-----------|---------------|
| ●麻痺等の有無   | ●排尿           |
| ●拘縮の有無    | ●排便           |
| ●寝返り      | ●清潔           |
| ●起き上がり    | ●衣服着脱         |
| ●座位保持     | ●外出頻度         |
| ●両足での立位保持 | ●意思の伝達        |
| ●歩行       | ●記憶・理解        |
| ●立ち上がり    | ●大声を出す        |
| ●片足での立位   | ●ひどい物忘れ       |
| ●洗身       | ●薬の内服         |
| ●視力       | ●金銭の管理        |
| ●聴力       | ●日常の意思決定      |
| ●移乗       | ●過去14日間に受けた医療 |
| ●移動       | ●日常生活自立度      |
| ●えん下      |               |
| ●食事摂取     |               |

#### 概況調査

#### 特記事項

利用の手順

### 居宅介護支援事業者

ケアマネジャーがいる事業者です。要介護認定の申請代行やケアプランの作成、サービス事業者と連絡・調整をします。

※申請を代行できる事業者は厚生労働省令で定められています。

### ケアマネジャー（介護支援専門員）

介護の知識を幅広く持った専門家で、介護サービスの利用にあたり次のような役割を担っています。

- 利用者や家族の相談に応じアドバイスします。
- 利用者の希望に沿ったケアプランを作成します。
- サービス事業者との連絡や調整をします。
- 施設入所を希望する人に適切な施設を紹介します。

### 市町村事務受託法人

埼玉県指定を受けた専門的知識を幅広く持った事業者が、要介護認定調査等を行います。

### 地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活を送るために、高齢者の生活を支える総合機関として、地域包括支援センターが設置されています。

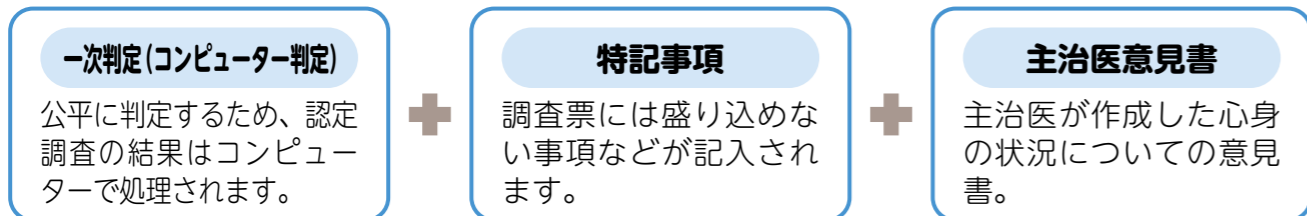


- 介護予防ケアマネジメント（自立した生活ができるよう支援します）
- 総合的な相談・支援（何でもご相談ください）
- 権利擁護、虐待の早期発見・防止（みなさんの権利を守ります）
- ケアマネジャーへの支援（さまざまな方面から支えます）

要介護状態が審査、認定されます

## 4 審査・判定されます

一次判定（コンピューター判定）の結果と特記事項、主治医意見書をもとに、「介護認定審査会」で審査し、要介護状態区分が判定されます。



### 二次判定(介護認定審査会)

市が任命する保健、医療、福祉の専門家から構成された介護認定審査会が総合的に審査し、要介護状態区分が決められます。



## 5 認定結果が通知されます

介護認定審査会の審査結果に基づいて、以下の区分に認定されます。

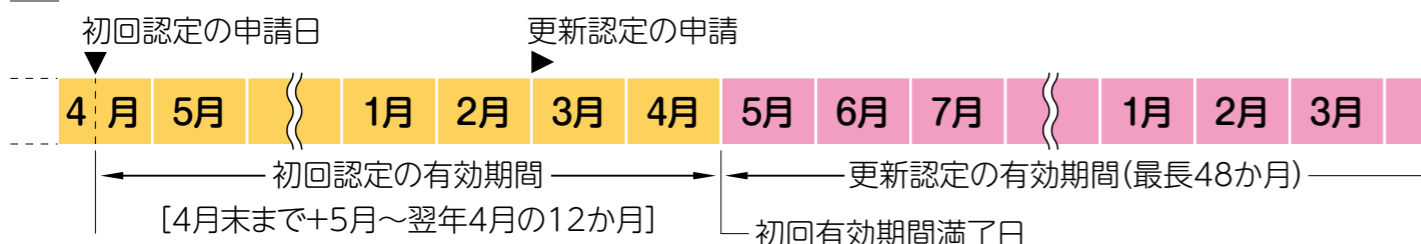
- **要介護1～5**→介護サービス、地域密着型サービスが利用できます。
- **要支援1・2**→介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス、介護予防・生活支援サービス事業が利用できます。
- **非該当**→介護サービスや介護予防サービスは利用できません。  
ただし、基本チェックリストを受けて「介護予防・生活支援サービス事業対象者」と判定された場合は、介護予防・生活支援サービス事業が利用できます。

結果が記載された「認定結果通知書」と「保険証」が届くので、記載されている内容を確認しましょう。

## 認定結果の有効期間と更新手続き

認定の有効期間は原則として新規の場合は3～12か月、更新の場合は3～48か月です(月途中の申請の場合は、その月の末日までの期間+有効期間)。また、認定の効力発生日は認定申請日になります(更新認定の場合は前回認定の有効期間満了日の翌日)。引き続き介護サービスの利用を希望する場合は、**有効期間満了前に更新手続きが必要です**。更新も新規と同じ手続き(6～9ページ)となります。

### 例 初回認定の有効期間と更新の時期(12か月の場合)



## 要介護状態区分

要介護5

要介護4

要介護3

要介護2

要介護1

介護サービスによって生活機能の維持・改善を図ることが適切な人などです。

要支援2

要支援1

要介護状態が軽く、介護予防サービスや介護予防・生活支援サービス事業によって生活機能が改善する可能性の高い人などです。

非該当

要介護や要支援に当てはまらない人です。

基本チェックリストを受けて「介護予防・生活支援サービス事業対象者」と判定された場合は、介護予防・生活支援サービス事業が利用できます。

※介護予防・日常生活支援総合事業の一般介護予防事業は、65歳以上の方なら誰でも利用できます。

介護サービス 地域密着型サービス  
が利用できます



介護予防サービス 地域密着型介護予防サービス  
が利用できます



●介護予防サービスと介護予防・生活支援サービス事業の両方を利用することもできます。

介護予防・生活支援サービス事業  
(介護予防・日常生活支援総合事業)  
が利用できます



# 介護予防サービスの利用のしかた

## 1 介護予防ケアプラン作成を依頼

住んでいる地区を担当する地域包括支援センターに連絡します。

※地域包括支援センターについては34ページへ。  
※利用するサービスによっては、サービス事業者で介護予防ケアプランを作成します。

## 2 地域包括支援センターの職員との話し合い

本人や家族と話し合い、本人の心身の状況や生活歴などから、課題を分析します。

## 3 介護予防ケアプランの作成

目標を決めて達成するための支援メニューを利用者や家族とサービス担当者で検討し、それに基づいて介護予防ケアプランを作成します。

## 4 サービスを利用

11ページへ

越谷市が行う介護予防・生活支援サービス事業も利用できます。

28ページへ

※介護予防サービスと介護予防・生活支援サービス事業の両方を利用することもできます。

## 評価・見直し

地域包括支援センターは、一定期間ごとに効果を評価し、必要な場合には、介護予防ケアプランを見直します。

## 介護予防・生活支援サービス事業 (介護予防・日常生活支援総合事業) が利用できます

介護予防訪問介護（ホームヘルプ）と介護予防通所介護（デイサービス）は、訪問型サービス、通所型サービスとして介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービス事業で提供しています。

訪問型サービスと通所型サービスでは、従来の介護予防訪問介護と介護予防通所介護に相当するサービスのほかに、民間企業やボランティアなどによる柔軟で幅広いサービスを提供します。

一人ひとりの生活に寄り添うサービスを提供することで、利用者みなさんを支援します。利用手順やサービスの内容については、29ページへ。



地域密着型介護予防サービスは [18ページへ](#)

介護予防福祉用具の利用は [20ページへ](#)

介護予防住宅改修の利用は [21ページへ](#)

# 介護予防サービス

介護予防サービスには、居宅を訪問してもらうサービスや、施設に通って受けるサービスなどがあります。サービスは組み合わせて利用することができます。

※自己負担は、サービスにかかる基本的な費用の1割を掲載しています。サービスの利用内容によってさまざまな加算があります。

## サービス利用の相談は無料です

### かいごよぼうしえん 介護予防支援

地域包括支援センターで、利用者に合った「介護予防ケアプラン」を作成し、そのプランに沿って安心してサービスを利用できるように、利用者を支援します。



## 自宅を訪問してもらい利用するサービス

### かいごよぼうほうもんにゆうよくかいご 介護予防訪問入浴介護

移動入浴車などで訪問し、入浴の介助を行います。



●自己負担(1割)のめやす

1回	888円
----	------

### かいごよぼうほうもん 介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問し、リハビリなどの指導を行います。



●自己負担(1割)のめやす

1回	318円
----	------

医師の指導のもとでの助言、管理サービス

かいごよぼうきょたくりょうようかんりしどう  
介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などが居宅を訪問し、薬の飲み方・食事など療養上の管理や指導を行います。

●自己負担(1割)のめやす

医師の場合(月2回まで)	514円
--------------	------

かいごよぼうほうもんかんご  
介護予防訪問看護

看護師などが居宅を訪問し、床ずれの手当てや点滴の管理などを行います。

●自己負担(1割)のめやす

病院・診療所から	20分～30分未満	397円
訪問看護ステーションから	20分～30分未満	469円

施設に通って利用するサービス

かいごよぼうつうしよ  
介護予防通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や病院・診療所で、介護予防を目的とした生活機能の維持向上のためのリハビリなどが日帰りで受けられます。

●自己負担(1割)のめやす(1か月)

要支援1	2,121円
要支援2	4,131円

※食費、日常生活費は別途負担となります。

サービスが選択できます(デイケア)

デイケアでは、基本的なサービスに加え、利用者の目標に応じて次のようなサービスが選択できます。また、組み合わせて利用することもできます。各サービスにより、利用料が加算されます。

運動器の機能向上

理学療法士などの指導で、ストレッチや筋力トレーニングなどを行います。

栄養改善

管理栄養士などの指導で、低栄養の予防・改善を図ります。

口腔機能の向上

歯科衛生士や言語聴覚士などの指導で、口の中の手入れ方法や咀嚼・飲み込みの訓練などを行います。

施設に入居して利用するサービス

かいごよぼうとくていしせつにゅうきよしゃせいかつかいご  
介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入居している方が受けるサービスです。食事・入浴などのサービスや生活機能の維持向上のための機能訓練が受けられます。



●自己負担(1割)のめやす(1日)

要支援1	187円
要支援2	320円

※食費、居住費、日常生活費は別途負担となります。

施設に短期間入所して利用するサービス ※連続した利用が30日を超えた場合、31日目は全額自己負担となります。

かいごよぼうたんきにゅうしよせいかつかいご  
介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事、入浴などのサービスや生活機能の維持向上のための機能訓練が受けられます。



●自己負担(1割)のめやす(1日)

〈介護老人福祉施設・併設型の施設の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット個室 ユニット個室的多床室
要支援1	461円	461円	541円
要支援2	574円	574円	671円

※食費、滞在費、日常生活費は別途負担となります。

かいごよぼうたんきにゅうしよりょうようかいご  
介護予防短期入所療養介護(医療型ショートステイ)

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療や介護、生活機能の維持向上のための機能訓練が受けられます。



●自己負担(1割)のめやす(1日)

〈介護老人保健施設の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット個室 ユニット個室的多床室
要支援1	593円	627円	638円
要支援2	741円	789円	804円

※食費、滞在費、日常生活費は別途負担となります。

■低所得の方の負担軽減(食費・滞在費の軽減制度)

低所得の方がショートステイ・医療型ショートステイを利用した場合の食費と滞在費の自己負担を軽減する制度があります。→詳しくは、24ページをご覧ください。

# 介護サービスの利用のしかた

## 居宅でサービスを利用したい

### 1 居宅介護支援事業者に連絡しケアプラン作成を依頼します

居宅介護支援事業者に連絡してケアマネジャーを決めます。  
 ※市内の居宅介護支援事業者一覧は介護保険課で配布しています（越谷市公式ホームページにも掲載しています）。

### 2 ケアプランを作成します

①ケアマネジャーと一緒にサービス内容などについて話し合います

ケアマネジャーは、本人や家族の要望を聴き、サービスの内容や費用についてアドバイスをします。

②ケアマネジャーは各サービス事業者と連絡・調整し、ケアプランの原案を作ります

サービスの種類や回数などを盛り込んだサービス利用票・利用票別表を作成し、利用者が同意したらケアプランができあがります。

### 3 サービス事業者と契約します

契約にあたってはサービス内容や料金などをよく確認しましょう。

### 4 居宅サービスを利用します

15ページへ

ケアプランに基づきサービスを利用します。

## 施設に入所したい

### 1 介護保険施設と契約します

入所を希望する施設に直接申し込みます。



### 2 ケアプランを作成します

入所した施設で、ケアマネジャーが利用者合ったケアプランを作成します。



### 3 施設サービスを利用します

17ページへ



地域密着型サービスは [18ページへ](#)

福祉用具の利用は [20ページへ](#)

住宅改修の利用は [21ページへ](#)

# 介護サービス(居宅サービス)

居宅サービスには、居宅を訪問してもらうサービスや施設に通って受けるサービスなどがあります。サービスは組み合わせて利用することができますので、心身の状態や介護する方の状況を考えて利用しましょう。

※自己負担は、サービスにかかる基本的な費用の1割を掲載しています。サービスの利用内容によってさまざまな加算があります。

## ケアプランの作成・サービス利用の相談

ケアマネジャーが、利用者の希望や心身の状態に合った「ケアプラン」を作成し、そのプランに沿って安心してサービスを利用できるように、利用者を支援します。ケアプランの相談・作成は **無料** です。全額を介護保険で負担しますので、利用者の自己負担はありません。

## 自宅での日常生活の手助け

訪問介護(ホームヘルプ) ホームヘルパーが居宅を訪問し、身体介護や生活援助を行います。

### ●主なサービス内容

**身体介護**

- 食事、入浴、排せつのお世話
- 衣類やシーツの交換
- 通院の付き添い
- 通院のための乗降車介助
- ※運賃は、すべて自己負担となります。

**生活援助**

- 住居の掃除、洗濯、買い物
- 食事の準備、調理
- ※利用者が一人暮らし、または利用者の家族に障がいや疾病等がある場合に利用できます。

### ●自己負担(1割)のめやす

身体介護中心	20分～30分未満	261円
生活援助中心	20分～45分未満	191円

## 自宅を訪問してもらい利用するサービス

### 訪問入浴介護

介護職員と看護師などが居宅を訪問し、移動入浴車などで入浴介護を行います。

### ●自己負担(1割)のめやす

1回	1,313円
----	--------

### 訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、リハビリを行います。

### ●自己負担(1割)のめやす

1回	318円
----	------

## 医師の指導のもとでの助言、管理サービス

### 居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などが居宅を訪問し、薬の飲み方・食事など療養上の管理や指導を行います。

### ●自己負担(1割)のめやす

医師の場合(月2回まで)	514円
--------------	------

### 訪問看護

看護師などが居宅を訪問し、床ずれの手当てや点滴の管理などを行います。

### ●自己負担(1割)のめやす

病院・診療所から	20分～30分未満	415円
訪問看護ステーションから	20分～30分未満	490円



施設に通って利用するサービス

通所介護(デイサービス)

デイサービスセンターで、食事・入浴などの介護サービスや機能訓練が日帰りで受けられます。

●自己負担(1割)のめやす  
〈通常規模の事業所の場合〉  
(7時間以上8時間未満の場合)

要介護1	673円	要介護4	1,046円
要介護2	794円	要介護5	1,173円
要介護3	921円		

※食費、日常生活費は別途負担となります。

通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や病院・診療所で、日帰りのリハビリなどが受けられます。

●自己負担(1割)のめやす  
〈通常規模の事業所の場合〉  
(7時間以上8時間未満の場合)

要介護1	782円	要介護4	1,246円
要介護2	927円	要介護5	1,415円
要介護3	1,074円		

※食費、日常生活費は別途負担となります。

施設に入居して利用するサービス

特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入居している方が受けるサービスです。食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

●自己負担(1割)のめやす(1日)

要介護1	553円	要介護4	758円
要介護2	621円	要介護5	829円
要介護3	693円		

※食費、日常生活費は別途負担となります。

施設に短期間入所して利用するサービス ※連続した利用が30日を超えた場合、31日目は全額自己負担となります。

短期入所生活介護(ショートステイ)

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴などの介護や機能訓練などが受けられます。

●自己負担(1割)のめやす(1日)〈介護老人福祉施設・併設型の施設の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室の多床室		従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室の多床室
要介護1	616円	616円	719円	要介護4	833円	833円	938円
要介護2	687円	687円	790円	要介護5	903円	903円	1,009円
要介護3	762円	762円	866円				

※食費、滞在費、日常生活費は別途負担となります。\*費用は、施設の種類やサービスに応じて異なります。

短期入所療養介護(医療型ショートステイ)

介護老人保健施設などに短期間入所して、医学的管理のもとで介護、機能訓練が受けられます。

●自己負担(1割)のめやす(1日)〈介護老人保健施設の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室の多床室		従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室の多床室
要介護1	773円	850円	856円	要介護4	939円	1,018円	1,024円
要介護2	821円	900円	903円	要介護5	992円	1,074円	1,078円
要介護3	885円	965円	969円				

※食費、滞在費、日常生活費は別途負担となります。\*費用は、施設の種類やサービスに応じて異なります。

■低所得の方の負担軽減(食費・滞在費の軽減制度)

低所得の方がショートステイ・医療型ショートステイを利用した場合の食費と滞在費の自己負担を軽減する制度があります。→詳しくは、24ページをご覧ください。

介護サービス(施設サービス)

施設サービスは、介護が中心か治療が中心かなどによって、入所する施設を選択します。入所の申し込みは介護保険施設へ直接行います。

※要支援1・2の方は、施設サービスの利用はできません。

生活介護が中心の施設

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

つねに介護が必要で、自宅では介護が困難な方が対象の施設です。食事、入浴、排せつなどの日常生活の介護や健康管理が受けられます。新規入所は原則として要介護3以上の方が対象です。

●施設サービス費(1割)のめやす(30日)

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室の多床室
要介護1	17,655円	17,655円	20,089円
要介護2	19,750円	19,750円	22,184円
要介護3	21,937円	21,937円	24,433円
要介護4	24,032円	24,032円	26,559円
要介護5	26,096円	26,096円	28,623円

医療が中心の施設

介護療養型医療施設

急性期の治療は終わり、病状は安定しているものの、長期間にわたり療養が必要な方が対象の施設です。介護体制の整った医療施設(病院)で、医療や看護などが受けられます。

●施設サービス費(1割)のめやす(30日)

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室の多床室
要介護1	18,271円	21,136円	21,752円
要介護2	21,105円	24,063円	24,679円
要介護3	27,390円	30,256円	30,872円
要介護4	30,009円	32,967円	33,583円
要介護5	32,413円	35,309円	35,925円

介護やリハビリが中心の施設

介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な方が対象の施設です。医学的な管理のもとで介護や看護、リハビリが受けられます。

●施設サービス費(1割)のめやす(30日)

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室の多床室
要介護1	21,999円	24,279円	24,525円
要介護2	23,385円	25,758円	25,912円
要介護3	25,295円	27,668円	27,822円
要介護4	26,928円	29,239円	29,455円
要介護5	28,500円	30,903円	31,088円

生活の場で長期療養したい

介護医療院

医学的管理のもとで長期療養が必要な人のための医療のほか、生活の場として、日常生活上の介護などが受けられます。

●施設サービス費(1割)のめやす(30日)

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室の多床室
要介護1	21,999円	25,419円	25,942円
要介護2	25,388円	28,777円	29,301円
要介護3	32,659円	36,079円	36,603円
要介護4	35,771円	39,160円	39,684円
要介護5	38,544円	41,964円	42,487円

■施設サービスを利用した場合の自己負担額

施設サービス費用の1割(一定以上所得者は2割又は3割)、食費、居住費、日常生活費が自己負担となります。



■食費・居住費について

利用者の負担額は、施設と利用者との契約により決められますが、右表の金額が標準的な費用です。

●食費・居住費(滞在費)のめやす(1日)

施設の種類	食費	居住費(滞在費)			
		従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室の多床室
介護老人福祉施設	1,445円	1,171円	855円	2,006円	1,668円
介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院		1,668円	377円		

■低所得の方の負担軽減(食費・居住費の軽減制度)

低所得の方が施設を利用した場合の食費と居住費の自己負担を軽減する制度があります。

→詳しくは、24ページをご覧ください。

# 住み慣れた地域で生活を続けるために

住み慣れた地域を離れずに利用できるなど、利用者のニーズにきめ細かく対応するためのサービスです。利用者は原則として、越谷市の被保険者に限定されます。

※自己負担は、サービスにかかる基本的な費用の1割を掲載しています。サービスの利用内容によってさまざまな加算があります。

※施設を利用した場合、食費、居住費、日常生活費等は別途負担となります。

## 通い・訪問・泊まりなどを組み合わせたサービス

### 小規模多機能型居宅介護 【介護予防小規模多機能型居宅介護】

「通所」を中心に、「訪問」や「泊まり」のサービスを組み合わせ、入浴や食事などの介護や機能訓練などが受けられます。

#### ●自己負担(1割)のめやす(1か月)

要支援1	3,552円
要支援2	7,178円
要介護1	10,767円
要介護2	15,824円
要介護3	23,019円
要介護4	25,405円
要介護5	28,012円

### 看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護などを組み合わせて、通所・訪問・短期間の宿泊で介護や医療・看護のケアが受けられます。

#### ●自己負担(1割)のめやす(1か月)

要介護1	12,849円
要介護2	17,978円
要介護3	25,272円
要介護4	28,663円
要介護5	32,422円

※要支援1・2の方は利用できません。

## 小規模な施設サービス

### 地域密着型 特定施設入居者生活介護

定員が29人以下の小規模な介護専用の有料老人ホームなどで、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

#### ●自己負担(1割)のめやす(1日)

要介護1	557円
要介護2	626円
要介護3	698円
要介護4	764円
要介護5	835円

※要支援1・2の方は利用できません。

### 地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護

定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設で、食事・入浴などの介護や健康管理が受けられます。

※新規入所は原則として要介護3以上の方が対象です。

#### ●自己負担(1割)のめやす(1日)

	従来型 個室	多床室	ユニット個室 ユニット個室的多床室
要介護1	598円	598円	679円
要介護2	669円	669円	750円
要介護3	742円	742円	825円
要介護4	814円	814円	898円
要介護5	884円	884円	968円

※要支援1・2の方は利用できません。

## 認知症の方を対象としたサービス

### 認知症対応型通所介護 【介護予防認知症対応型通所介護】

認知症高齢者を対象に、食事や入浴、専門的なケアが日帰りで行われます。

#### ●自己負担(1割)のめやす

〈7時間以上8時間未満の場合〉

要支援1	888円
要支援2	991円
要介護1	1,025円
要介護2	1,137円
要介護3	1,248円
要介護4	1,360円
要介護5	1,471円

### 認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)

#### 【介護予防認知症対応型共同生活介護】

認知症高齢者が、共同生活をする住宅で、スタッフの介護を受けながら、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。

#### ●自己負担(1割)のめやす(1日)

〈ユニット数1の場合〉

要支援2	781円
要介護1	785円
要介護2	822円
要介護3	846円
要介護4	863円
要介護5	882円

※要支援1の方は利用できません。

## 24時間対応の訪問サービス

### 定期巡回・随時対応型 訪問介護看護

定期巡回と随時対応による訪問介護と訪問看護が、24時間いつでも受けられます。

#### ●自己負担(1割)のめやす(1か月)

〈介護、看護一体型事業所の場合〉

	介護のみ利用	介護と看護を利用
要介護1	5,937円	8,662円
要介護2	10,595円	13,531円
要介護3	17,592円	20,654円
要介護4	22,254円	25,461円
要介護5	26,914円	30,845円

※要支援1・2の方は利用できません。

## 夜間の訪問サービス

### 夜間対応型訪問介護

夜間に定期巡回や通報によりホームヘルパーが訪問して、日常生活の世話などを行います。

#### ●自己負担(1割)のめやす

〈オペレーションセンターを設置している場合〉

基本夜間対応型訪問介護	1,068円/月
定期巡回サービス	403円/回
随時訪問サービス	613円/回

※要支援1・2の方は利用できません。

## 小規模な通所介護

### 地域密着型通所介護

利用定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、日常生活上の世話や機能訓練などが受けられます。

#### ●自己負担(1割)のめやす(7時間以上8時間未満の場合)

要介護1	771円
要介護2	911円
要介護3	1,056円
要介護4	1,200円
要介護5	1,344円

※要支援1・2の方は利用できません。

# 生活する環境を整えるサービス

## 福祉用具をレンタルする

### 福祉用具貸与 【介護予防福祉用具貸与】

次の13種類が貸し出しの対象となります。

- ◆印……要支援1・2の方および、要介護1の方の対象品目
- 印……要介護2・3の方の対象品目
- ★印……要介護4・5の方の対象品目
- ◆●★ 手すり(工事をとまなわないもの)
- ◆●★ スロープ(工事をとまなわないもの)
- ◆●★ 歩行器
- ◆●★ 歩行補助つえ
- ★ 車いす
- ★ 車いす付属品(クッション、電動補助装置等)
- ★ 特殊寝台
- ★ 特殊寝台付属品(サイドレール等)
- ★ 床ずれ防止用具
- ★ 体位変換器
- ★ 認知症老人徘徊感知機器
- ★ 移動用リフト(つり具の部分を除く)  
※移動用リフトのつり具の部分は「特定福祉用具購入」の対象になります。
- ★ 自動排泄処理装置



※対象外の品目も必要と認められた場合は例外的に貸与されることがあります。

月々の利用限度額の範囲内で、実際にかかった費用の1割(一定以上所得者は2割又は3割)が自己負担です(用具の種類、事業者によって貸し出し料は異なります)。

## 福祉用具を購入する

### 特定福祉用具購入 【特定介護予防福祉用具購入】

次の6種類が支給の対象です。

- 腰掛便座
- 自動排泄処理装置の交換可能部品
- 入浴補助用具
- 簡易浴槽
- 移動用リフトのつり具の部分
- 排泄予測支援機器

年間10万円までが限度で、その1割(一定以上所得者は2割又は3割)が自己負担です(毎年4月1日から1年間)。

※都道府県等から指定を受けていない事業者から購入した場合は、支給の対象になりませんのでご注意ください。  
※指定特定(介護予防)福祉用具販売事業所にいる「福祉用具専門相談員」から必ずアドバイスを受けましょう。



指定を受けた  
事業所で購入した後に  
申請が必要です

**必ず事前の  
申請が必要です!**

※事前申請がない場合は支給の対象なりません。

## 小規模な住宅改修

### 居宅介護住宅改修 【介護予防住宅改修】



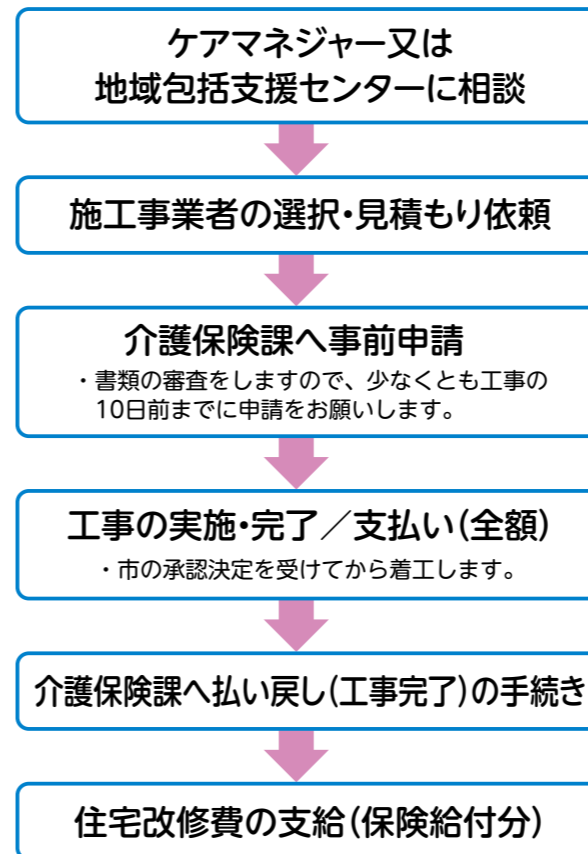
手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、改修費用20万円を上限に保険給付分が支給されます。自己負担は1割(一定以上所得者は2割又は3割)です。

### 介護保険の対象となる工事

- 手すりの取り付け
- 開き戸から引き戸等への扉の取り替え、ドアノブ・吊元交換
- 滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更
- 和式から洋式への便器の取り替え、便器の位置・向きの変更
- 段差や傾斜の解消  
(付帯する工事として転落防止柵の設置)
- その他これらの各工事に付帯して必要な工事

※改修の前に保険給付の対象となるかどうかを、ケアマネジャーか市の窓口に相談しましょう。  
※新築工事や大規模改修とあわせての改修は対象なりません。

### 手続きの流れ(償還払いの場合)※



### 事前申請に必要な書類

- 住宅改修費事前申請書
- 住宅所有者の承諾書  
(住宅改修利用者と住宅所有者が異なる場合)
- 工事費内訳書(見積書)
- 住宅改修が必要な理由書  
(ケアマネジャーに作成を依頼します)
- 間取図(平面図)
- 改修部分の工事前の写真(日付入り)

### 提出に必要な書類

- 住宅改修費支給申請書
- 領収書の原本(被保険者本人の名前のもの)
- 工事費内訳書(請求書)
- 改修部分の工事前、工事後の写真(日付入り)

※住宅改修の施工事業者が受領委任払い登録事業者の場合は、被保険者の支払いを自己負担額のみ(1割、2割又は3割)とすることもできます。ただし、給付制限を受けている方は対象外です。

# 介護サービスの利用者負担

## 介護サービスは1割、2割又は3割の自己負担で利用できます

在宅サービスでは、要介護度に応じて、利用できる限度額が決められています。その範囲内でサービスを利用する場合の自己負担は1割(一定以上所得者は2割又は3割)です。ただし、限度額を超えてサービスを利用した場合は、超えた分の全額が自己負担になります。

※要支援1、2の方は、介護予防・生活支援サービス費を含む額。

### サービスの利用限度額

要介護度	利用限度額(1か月)	自己負担(1割負担の場合)
要支援1	50,320円	5,032円
要支援2	105,310円	10,531円
要介護1	167,650円	16,765円
要介護2	197,050円	19,705円
要介護3	270,480円	27,048円
要介護4	309,380円	30,938円
要介護5	362,170円	36,217円



上表の利用限度額は標準地域のもので、地域差は勘案していません。

## 介護保険負担割合証が交付されます

負担割合を示す「負担割合証」が、認定者全員に交付されますので、サービスを利用される時に担当のケアマネジャー及び介護サービス事業者にご提示ください。

- 有効期限：1年間（8月1日～翌年7月31日）
- 一定以上所得者について

### ●2割負担となる方

本人の合計所得金額が160万円以上で、同じ世帯の65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が単身の場合280万円以上、2人以上世帯の場合346万円以上の人

### ●3割負担となる方

本人の合計所得金額が220万円以上で、同じ世帯の65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が単身の場合340万円以上、2人以上世帯の場合463万円以上の人

負担割合が記載されます。

介護保険負担割合証	
交付年月日 年 月 日	
番号	
被保険者	
住所	
フリガナ氏名	
生年月日	
利用者負担の割合	適用期間
割	開始年月日 終了年月日
割	開始年月日 終了年月日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	

見本

# 介護保険をもっと使いやすくするために

## 1か月の自己負担が高額になったとき

### 高額介護（介護予防）サービス費

同じ月に利用した介護保険サービスの自己負担の合計（同じ世帯内に複数の利用者がある場合には、世帯合算）が高額になり、上限額（下表）を超えたときは、申請により超えた分が支給されます。※対象者には、市から申請書が送付されます。※介護予防・生活支援サービス費についても同様に申請が必要です。

#### ◆自己負担の上限額<1か月>

区分		世帯の上限額	個人の上限額
生活保護受給者の方等		15,000円	15,000円
世帯全員が 市民税 非課税で	高齢福祉年金受給者の方	24,600円	15,000円
	合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方等	24,600円	15,000円
	合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方等	24,600円	24,600円
市民税課税 世帯の方	一般	44,400円	44,400円
	課税所得145万円以上380万円未満	44,400円	44,400円
	課税所得380万円以上690万円未満	93,000円	93,000円
	課税所得690万円以上	140,100円	140,100円

※食費・居住費・日常生活費などは含まれません。

## 介護保険と医療保険の利用者負担が高額になったとき

### 高額医療合算介護（介護予防）サービス費

同一世帯内で介護保険と医療保険の両方を利用したときの自己負担が下記の限度額を超えた場合は、申請によりその超えた額が支給されます。（介護予防・生活支援サービスについても同様に申請が必要です。）

#### ◆介護と医療の自己負担合算後の限度額<年額>/8月1日～翌年7月31日

※国民健康保険・後期高齢者医療制度の場合

旧ただし書き所得 (総所得金額等から基礎 控除額を差し引いた額)	70歳未満	所得	
		70歳以上	
901万円超	212万円	年収約1,160万円～、課税所得690万円以上	212万円
901万円以下 600万円超	141万円	年収770～1,160万円、課税所得380万円以上	141万円
600万円以下 210万円超	67万円	年収370～770万円、課税所得145万円以上	67万円
210万円以下	60万円	一般（年収156～370万円、課税所得145万円未満）	56万円
市民税非課税世帯	34万円	低所得者Ⅱ（市民税非課税世帯で低所得者Ⅰ以外）	31万円
		低所得者Ⅰ（市民税非課税世帯で所得0円の世帯に属する方）	19万円(注)

(注) 低所得者Ⅰに該当する世帯で介護（介護予防）サービス利用者が複数人いる場合、医療保険からの支給は上表の限度額で計算され、介護保険からの支給は限度額31万円です。計算されます。※申請方法等については、加入している医療保険の保険者へお問い合わせください。

## 施設を利用したときの軽減制度

### 食費・居住費（滞在費）の軽減制度

軽減対象者は、介護保険施設・ショートステイを利用したときの食費・居住費（滞在費）の自己負担が下表の額となります。認定期間は8月1日から翌年7月31日までです（申請受付：6月中旬から）。9月以降に申請した場合の認定期間は、申請月の1日から7月31日までとなります。

見本

交付年月日	年	月	日
姓			
名			
住所			
〒			
市区町村			
施設名			
利用開始日	年	月	日
利用終了日	年	月	日
利用種別			
利用料			
減額額			
減額率			
発行機関	埼玉県越谷市		
発行日	年	月	日

#### ●軽減対象者 次の①～③の要件をすべて満たす方

- ①市民税非課税世帯
- ②世帯が分かれている配偶者（施設入所などで住所を移している場合など）も市民税非課税
- ③預貯金等が次の金額以下
  - 第1段階：配偶者がいない場合1,000万円、本人と配偶者で2,000万円
  - 第2段階：配偶者がいない場合 650万円、本人と配偶者で1,650万円
  - 第3段階①：配偶者がいない場合 550万円、本人と配偶者で1,550万円
  - 第3段階②：配偶者がいない場合 500万円、本人と配偶者で1,500万円

#### 【預貯金等の範囲】

預貯金（普通・定期）、投資信託、有価証券、金・銀などの時価評価額が容易に把握できる貴金属、手持ちの現金

#### ●軽減の対象になるサービス

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護

#### ●利用者負担段階

第1段階	生活保護受給者	
第2段階	上記軽減対象者で	老齢福祉年金の受給者
第3段階①		合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万円以下の方
第3段階②		合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方
第4段階	軽減対象外の方(軽減申請不要です。)	

※非課税年金＝基礎年金・厚生年金・共済年金（旧年金等を含む。）等の障害年金、遺族年金

#### ●自己負担の上限額（1日あたり）

利用者負担段階	食費		居住費					
	施設入所	ショートステイ	ユニット型		従来型個室		多床室	
			個室	個室的多床室	特養 短期入所生活介護 (ショートステイ)	老健、療養型、 介護医療院、 短期入所療養介護 (医療型ショートステイ)	特養 短期入所生活介護 (ショートステイ)	老健、療養型、 介護医療院、 短期入所療養介護 (医療型ショートステイ)
基準費用額	1,445円	1,445円	2,006円	1,668円	1,171円	1,668円	855円	377円
第1段階	300円	300円	820円	490円	320円	490円	0円	0円
第2段階	390円	600円	820円	490円	420円	490円	370円	370円
第3段階①	650円	1,000円	1,310円	1,310円	820円	1,310円	370円	370円
第3段階②	1,360円	1,300円						
第4段階	軽減対象外(施設との契約額を支払うこととなります。)							

※第4段階の方には、高齢者夫婦世帯等で一方が施設に入所したために在宅で生活する配偶者等が生活困難に陥らないように、入所者の食費・居住費（滞在費）が軽減される特例措置があります。

●軽減を希望される方は、申請が必要です。詳しくは、介護保険課給付担当へお問い合わせください。

## 居宅サービスの負担軽減

### 居宅サービス利用者負担の軽減制度

越谷市では、独自の施策として介護保険料第1段階（生活保護受給世帯は除く）、第2段階及び第3段階に該当する市民税非課税世帯の方が、下記の居宅サービスを利用したときの利用者負担額を軽減します。

認定期間は、8月1日から翌年7月31日までです（申請受付：6月中旬から）。9月以降に申請した場合の認定期間は、申請月の1日から7月31日までとなります。

見本

介護保険居宅サービス利用者負担額減額（免除）認定証	
交付年月日	年 月 日
姓	
名	
住所	
〒	
市区町村	
介護保険番号	
通年開始日	年 月 日
有効期限	年 月 日まで
減額率	100%
発行機関	埼玉県越谷市 福祉課
発行日	年 月 日

#### ●軽減概要 ※令和2年8月1日適用分から軽減割合が変わりました。

対象者	介護保険利用者負担（10%）	
	軽減割合	利用者負担
介護保険料第1段階	5%	5%
介護保険料第2段階及び第3段階	3%	7%

※非課税世帯の第2号被保険者（40歳～64歳の方）の軽減割合は、一律5%。

#### ●軽減の対象になる居宅サービス

##### 居宅サービス(介護予防を含む)

- 訪問介護
- 通所介護（デイサービス）
- 訪問入浴介護
- 訪問看護
- 訪問リハビリテーション
- 居宅療養管理指導
- 通所リハビリテーション（デイケア）
- 短期入所生活介護
- 短期入所療養介護
- 特定施設入居者生活介護
- 福祉用具貸与

##### 地域密着型サービス(介護予防を含む)

- 夜間対応型訪問介護
- 認知症対応型通所介護
- 小規模多機能型居宅介護
- 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 看護小規模多機能型居宅介護
- 地域密着型通所介護

●軽減を希望される方は、申請が必要です。詳しくは、介護保険課給付担当へお問い合わせください。

●介護予防・生活支援サービスについても同様に軽減を希望される方は、申請が必要です。

## 社会福祉法人による軽減

### しゃかいふくしほうじん りょうしゃふたんけいげんせいど 社会福祉法人による利用者負担軽減制度

社会福祉法人が運営主体となっている介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設等のサービスについては、当該社会福祉法人が利用者負担を軽減する制度があります。

※軽減制度の届出をしている社会福祉法人のみが対象となります。

●軽減を希望される方は、申請が必要です。詳しくは、介護保険課給付担当へお問い合わせください。

## 障がいのある方の負担免除

### しょうしゃしやくほうもんかいごりょうしゃふたんめんじょせいど 障がい者施策による訪問介護利用者負担免除制度

障がいのある方が、訪問介護（ホームヘルプ）サービスを利用したときに負担する利用者負担額を免除します。

#### 対象者要件

障がい者ホームヘルプサービス利用該当者で、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律によるホームヘルプサービスの利用において境界層該当として定率負担額が0円となっていた方

●免除を希望される方は、申請が必要です。詳しくは、介護保険課給付担当へお問い合わせください。

## 所得税・市県民税の申告の際に必要な障害者控除対象者認定書を交付します

65歳以上の要介護・要支援認定者の方で、一定以上の障がいがあると認められる方に、「障害者控除対象者認定書」を交付します。この認定書により、身体障害者手帳等をお持ちでない方でも、所得税や市県民税の申告の際、「障害者控除」の適用を受けることができます。

**【対象者】** 次の①～④のすべての条件を満たす方

- ① 満65歳以上の方
- ② 要介護・要支援認定を受けている方
- ③ 要介護・要支援認定を受けてから6か月以上経過しても障がいのある方と同程度または重度の寝たきりで介護を要する方
- ④ 身体障害者手帳等をお持ちでない方

## グループホームの家賃等を事業者にも助成します

グループホームの入居費用の支払いが困難な生活保護受給者の方を受け入れている事業者に対して、助成を行っています。

**【対象】**

生活保護受給者の方が支払うべき家賃等入居費用のうち、支払うことができない費用を負担している事業者

●助成を希望される事業者は、申請が必要です。詳しくは、介護保険課給付担当へお問い合わせください。

## 介護の利用者負担の一部は医療費控除の対象になります

下記の介護サービスの利用料は、所得税及び市県民税の申告時に医療費控除の対象となります。

ただし、高額介護サービス費、市独自の居宅介護サービス利用者負担助成費などの支給を受けた場合は、これを差し引いた金額が対象となります。

医療費控除には、領収書などが必要ですので、サービスを受けた際の領収書は保管しておくようにしましょう。

※領収書は介護サービス事業者が発行します。



医療費控除の取扱い	サービス種別	医療費控除の取扱い	サービス種別
医療費控除の対象	① (介護予防)訪問看護	①～⑦のサービスとあわせて利用する場合のみ、医療費控除の対象	通所介護
	② (介護予防)訪問リハビリテーション		地域密着型通所介護
	③ (介護予防)居宅療養管理指導		⑬ (介護予防)認知症対応型通所介護
	④ (介護予防)通所リハビリテーション		(介護予防)小規模多機能型居宅介護
	⑤ (介護予防)短期入所療養介護		通所型サービス
	⑥ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護(一体型事業所で訪問看護を利用する場合に限ります。)		⑭ (介護予防)短期入所生活介護
	⑦ 看護小規模多機能型居宅介護サービス(医療系サービスを含む組合せにより提供されるもの(生活援助中心型の訪問介護の部分を除く。))に限ります。)		⑮ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護(一体型事業所で訪問看護を利用しない場合及び連携型事業所に限ります。)
	⑧ 介護老人保健施設		⑯ 看護小規模多機能型居宅介護(医療系サービスを含まない組合せにより提供されるもの(生活援助中心型の訪問介護の部分を除く。))に限ります。)
	⑨ 介護療養型医療施設		⑰ 介護老人福祉施設 地域密着型介護老人福祉施設
	⑩ 介護医療院		⑱ 訪問介護(生活援助中心型)
①～⑦のサービスとあわせて利用する場合のみ、医療費控除の対象	⑪ 訪問介護(生活援助中心型を除く)	医療費控除の対象外	⑲ (介護予防)認知症対応型共同生活介護
	⑫ 夜間対応型訪問介護		(介護予防)特定施設入居者生活介護
	⑬ 訪問型サービス(生活援助中心のサービスを除く)		⑳ 地域密着型特定施設入居者生活介護
	⑭ (介護予防)訪問入浴介護		㉑ (介護予防)福祉用具貸与・購入
			㉒ 住宅改修費

※⑪～⑬のサービス(①～⑦のサービスと併せて利用しない場合に限ります。 ) または⑯～⑲のサービスにおいて行われる介護福祉士等による喀痰吸引等の対価は、医療費控除の対象となります。

## おむつにかかる費用も医療費控除の対象になります

寝たきりの高齢者が使用するおむつ代が、下記(1)及び(2)を添付して申告をした場合、医療費控除の対象となります。

- (1) おむつ代の領収書
- (2) 医師が発行した「おむつ使用証明書」

※次の①～③のすべての条件を満たす方は、市の介護保険課が発行する「おむつ使用証明」に代えることができます。

- ① 介護保険の認定を受けている方
- ② 主治医意見書に、寝たきり度がB1以上かつ尿失禁有りの記載がある方
- ③ おむつ代を含めた医療費控除が2回目以降の方

# 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は越谷市が行う介護予防の取り組みです。  
 「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」に分かれています。

**1 要介護認定で  
要支援1・2と  
認定された方  
又は、基本  
チェックリストに  
より事業対象者  
となった方**

**2 介護予防・生活支援  
サービス事業の  
対象者となります**

介護予防・生活支援サービス事業を利用できます。

本人や家族と話し合い、課題を分析し、目標や利用するサービスを決めます。必要に応じてケアプランを作成します。

また、一般介護予防事業のサービスも利用できます。

**1 要介護認定で  
非該当と  
判定された方**

**2 一般介護予防事業の  
対象者となります**

一般介護予防事業を利用できます。

**1 要介護認定を  
受けていない方**

地域包括支援センターや市役所の窓口にご相談します

※介護が必要と思われる方や希望する方には、要介護認定の申請を案内します。



## 3 介護予防・生活支援サービス事業のサービスを利用

介護予防のさまざまな要望に対応するため、これまでの介護予防訪問介護や介護予防通所介護に相当するサービスに加え、住民主体の支援など多様なサービスを行います。

### 1 訪問型サービス

#### ①訪問介護相当サービス

介護保険事業所の専門職が提供するサービス。食事・入浴・排せつ介助などの身体介護や掃除・洗濯・調理などの生活援助を行います。

#### ②訪問型サービスA（基準緩和）

NPO、民間事業者等で一定の研修受講者等が提供するサービス。掃除・洗濯・調理などの生活援助のみを行います。

#### ③訪問型サービスB（住民主体）

主にボランティア中心で提供するサービス。掃除・洗濯・調理などの生活援助や、安否確認等のちょっとしたサービスも行います。

●利用者負担のめやす 各団体の設定する実費負担分

### 2 通所型サービス

#### ①通所介護相当サービス

介護保険事業所において、専門職が提供するサービス。身体介護や生活援助を行います。

#### ②通所型サービスA（基準緩和）

介護保険事業所において、一定の研修受講者等が提供するサービス。生活援助や体操などのレクリエーションを実施します。

#### ③通所型サービスB（住民主体）

主にボランティア中心で提供するサービス。ボランティア団体が活動する場所で、ミニデイサービス等を行います（送迎はありません）。

●利用者負担のめやす 各団体の設定する実費負担分

#### ④通所型サービスC

保健・医療の専門職による短期間（3か月程度）で行われるサービス。日常生活動作等の向上を図ります。

●利用者負担のめやす 費用負担なし

#### ●利用者負担(1割)のめやす 1か月あたり

週1回程度	1,226円
週2回程度	2,448円
週2回程度を超える	3,884円

※週2回程度以上は要支援2の方のみ

#### ●利用者負担(1割)のめやす 1回あたり(月上限8回)

20分未満	100円
20分以上45分未満	150円
45分以上	200円



#### ●利用者負担(1割)のめやす 1か月あたり

事業対象者・要支援1	1,718円
要支援2	3,521円

#### ●利用者負担(1割)のめやす 1回あたり(月上限8回)

1回	300円
----	------

送迎つきは別途片道につき49円



## 3 一般介護予防事業のサービスを利用

越谷市や地域の住民が主体となった体操教室や介護予防に関する講演会などに参加できます。

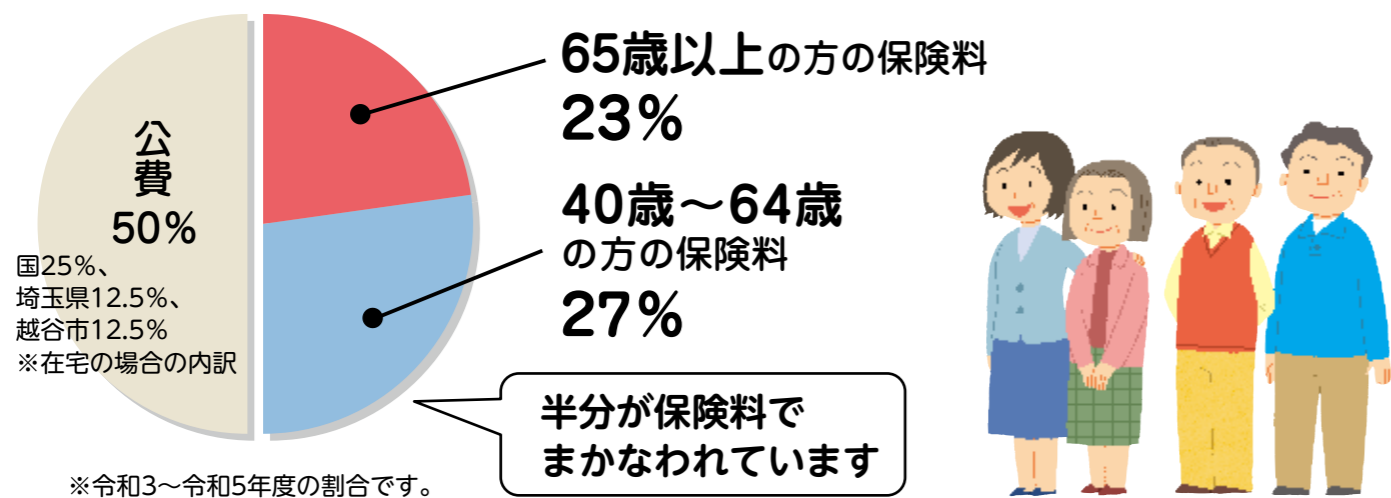
一般介護予防事業は、65歳以上の方なら誰でも利用できます。



# 保険料は大切な財源です

介護保険は、40歳以上のみなさんが納めている保険料が大切な財源になっています。介護が必要となったときに、だれもが安心してサービスを利用できるよう、保険料は忘れずに納めましょう。

## 介護保険の財源（利用者負担分は除く）



## 保険料を滞納すると…

サービスを利用した際の利用者負担は、通常はかかった費用の1割(一定以上所得者は2割、より一層の所得等がある方は3割)ですが、保険料を滞納していると滞納期間に応じて次のような措置がとられます。

### 1年以上滞納すると

費用の全額をいったん利用者が負担し、申請により、あとで保険給付分が支払われます。

### 1年6か月以上滞納すると

費用の全額を利用者が負担し、申請後も保険給付の一部、または全部が一時的に差し止めとなり、滞納していた保険料に充てられることもあります。

### 2年以上滞納すると

サービスを利用するときの利用者負担の割合が3割または4割※になったり、高額介護サービス費等が受けられなくなったりします。  
※利用者負担の割合が3割の人は、4割になります。

## やむを得ない理由で保険料を納められないときは

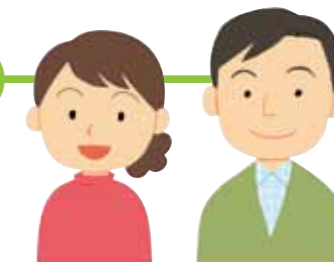
災害や失業など、やむを得ない理由で保険料を納めることが難しくなったときは、保険料の減免や納付猶予が受けられることがあります。困ったときは、お早めに介護保険課保険料担当にご相談ください。



## 40歳～64歳の方（第2号被保険者）の保険料

第2号被保険者の方の保険料は、加入している医療保険の算定方式により決まります。医療保険の保険料（税）に介護保険分を合わせて納めます。詳しくは、各健康保険組合等にお問い合わせください。

### 国民健康保険に加入している方は



#### 決まり方

所得や世帯にいる40歳～64歳の介護保険対象者の人数によって決まります。

#### 納め方

医療保険分と介護保険分を合わせて、国民健康保険税として世帯主が納めます。

### 職場の医療保険に加入している方は



#### 決まり方

健康保険組合、共済組合など、加入している医療保険の算定方式に基づいて決まります。

#### 納め方

医療保険分と介護保険分を合わせて、給与および賞与から徴収されます。

## 65歳になる年度の保険料について

65歳になった月（65歳の誕生日の前日が属する月）から、第1号被保険者として保険料を納めます。

例	10月1日生まれ	9月分から
	10月2日生まれ	10月分から

### 64歳までの分

4月から65歳になる月の前月までの分は、加入している医療保険の保険料（税）に介護保険分を合わせて納めます。

### 65歳からの分

65歳になった月から年度末までの分は、年度末までの納期に分けて、「介護保険料」として納付書で納めます。

### 例 10月2日生まれの方の場合

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	----	----	----

4月～9月分を、加入している医療保険の保険料（税）から納めます。

10月～翌年3月分を、年度末までの納期に分けて、納付書で納めます。



## 65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料

65歳以上の方の保険料は、越谷市の介護保険のサービスに必要な費用などから市が算出した「基準額」をもとに、所得等に応じて決まります。

### 第1号被保険者の基準額はどのように決まります

$$\begin{matrix} \text{越谷市で} \\ \text{必要な} \\ \text{介護サービス} \\ \text{の総費用} \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{65歳以上の} \\ \text{方の負担分} \\ \text{(23\%)} \end{matrix} \div \begin{matrix} \text{越谷市に住む} \\ \text{65歳以上の} \\ \text{方の人数} \end{matrix} = \begin{matrix} \text{越谷市の} \\ \text{基準額(年額)} \\ \text{64,560円} \\ \text{(令和3~令和5年度)} \end{matrix}$$

所得段階	対象者	基準額に対する負担割合	年間保険料額
第1段階	●生活保護の受給者 ●老齢福祉年金受給者で市民税非課税世帯の方	基準額×0.30	19,360円
第2段階	本人が市民税非課税 非課税 本人が市民税非課税 本人が市民税非課税 本人が市民税非課税 本人が市民税非課税	本人の前年中の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計額が80万円以下の方	基準額×0.45
第3段階		本人の前年中の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計額が80万円を超えて120万円以下の方	基準額×0.70
第4段階		本人の前年中の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計額が120万円を超える方	基準額×0.83
第5段階		本人の前年中の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計額が80万円以下の方	基準額×1.00
第6段階		本人の前年中の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計額が80万円を超える方	基準額×1.08
第7段階	本人が市民税課税 本人が市民税課税 本人が市民税課税 本人が市民税課税 本人が市民税課税 本人が市民税課税 本人が市民税課税 本人が市民税課税 本人が市民税課税	前年中の合計所得金額が125万円未満の方	基準額×1.25
第8段階		前年中の合計所得金額が125万円以上190万円未満の方	基準額×1.50
第9段階		前年中の合計所得金額が190万円以上300万円未満の方	基準額×1.70
第10段階		前年中の合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	基準額×1.80
第11段階		前年中の合計所得金額が400万円以上500万円未満の方	基準額×1.90
第12段階		前年中の合計所得金額が500万円以上600万円未満の方	基準額×2.00
第13段階		前年中の合計所得金額が600万円以上800万円未満の方	基準額×2.10
第14段階		前年中の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の方	基準額×2.20
第15段階		前年中の合計所得金額が1,000万円以上1,200万円未満の方	基準額×2.30
第15段階	前年中の合計所得金額が1,200万円以上の方	基準額×2.30	148,480円

※課税年金収入額とは、老齢基礎年金など税法上課税の対象となる年金の収入額をいい、遺族・障害年金など税法上非課税となる年金の収入額は含まれません。

※合計所得金額とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。なお、第1~5段階については、「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。また、土地・建物の売却等に係る特別控除額がある場合は、「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。なお、株式等に係る配当所得の繰越控除や損失等の繰越控除を受けている場合は、控除適用前の金額を言います。

※合計所得金額に給与所得や公的年金等に係る所得が含まれている場合は、合計所得金額から10万円を控除して得た額により年間保険料額を算定します。

## 保険料の納め方は2種類に分かれます

保険料の納め方は、受給している年金額によって2種類に分けられます。65歳になった月（65歳の誕生日の前日が属する月）の分から納めます。

### 特別徴収

年金が 年額18万円以上 の方 → 年金から差し引き

年金の定期支払い（年6回）の際、年金から保険料があらかじめ差し引きされます。特別徴収の対象となるのは、老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金などです。

●前年度から継続して特別徴収で保険料を納めている方は、4・6・8月は仮に算定された保険料を納め、10・12・2月は、決定した本年度の保険料額からすでに納めている仮徴収分を除いた額を納期に分けて納めます。

年金支給月	仮徴収			本徴収		
	4月(第1期)	6月(第2期)	8月(注)(第3期)	10月(第4期)	12月(第5期)	2月(第6期)

(注) 仮徴収額と本徴収額の差を平準化するため、8月（第3期）の仮徴収額を変更する場合があります。



### 年金が年額18万円以上でも一時的に納付書で納めることがあります

次の場合は、特別徴収に切り替わるまで、一時的に納付書で納めます。

- 年度途中で65歳（第1号被保険者）になった場合
- 他の市区町村から転入した場合
- 年度途中で年金（老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金）の受給が始まった場合
- 収入申告のやり直しなどで、保険料の所得段階が変更になった場合
- 年金が一時差し止めになった場合

……など

### 普通徴収

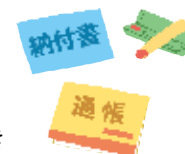
年金が 年額18万円未満 の方 → 納付書・口座振替

口座振替や越谷市から送付されてくる納付書で、期日までに金融機関やコンビニエンスストアなどで保険料を納めます。

保険料納付は  
口座振替が  
便利です

- 保険料の納付書
- 預（貯）金通帳
- 印かん（通帳届け出印）

これらを持って、納付書裏面記載の取扱金融機関で手続きしてください。



※申し込みから口座振替開始までの月や、残高不足などにより自動引き落としされなかった場合などには、納付書で納めることになります。

※特別徴収の対象となる方は、普通徴収への納付方法の変更は、原則できません。

※普通徴収の対象となる方は、「納付書での納付」、「口座振替」を選択できます（口座振替には届出が必要です）。

# 越谷市の地域包括支援センター

地域包括支援センターは、支援を必要とする方々が住み慣れたまちで安心して暮らしていくために、必要な援助・支援を行う地域の総合相談窓口です。保健師等・主任ケアマネジャー・社会福祉士を配置し、高齢者等の生活を支える役割を担っています。

## 地域包括支援センターの業務内容

### 総合相談

高齢者の方やその家族、近隣に暮らす方の介護に関する相談や心配事、何でもご相談ください。必要に応じて訪問も行います。

### 介護予防ケアマネジメント

介護保険で「要支援1」「要支援2」と認定された方、又は基本チェックリストにより「事業対象者」と判定された方の介護予防ケアプランを作成します。  
要介護状態になるおそれのある方へは、介護予防教室等の紹介を行います。

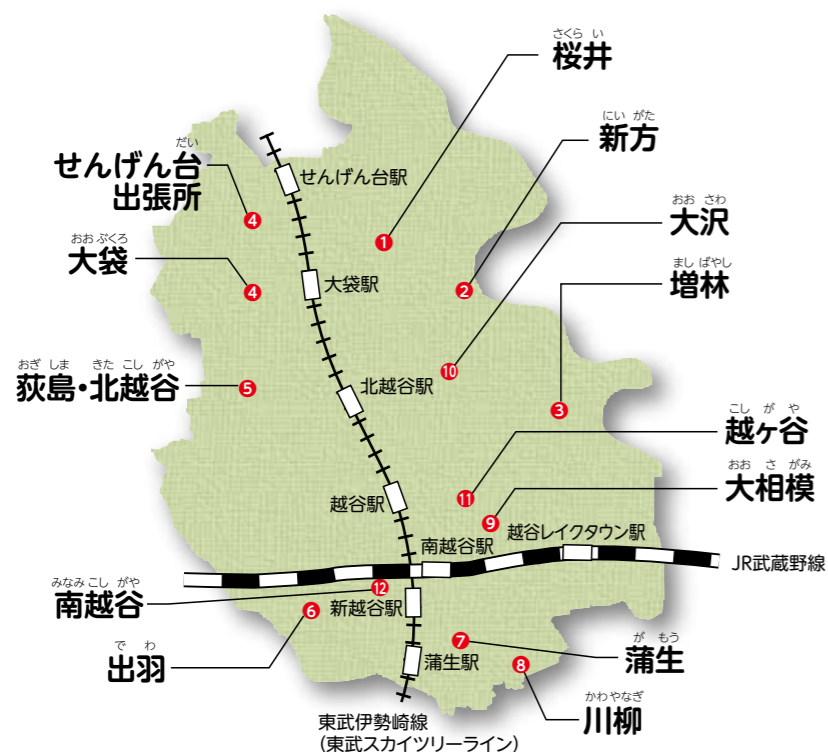
### 権利擁護

悪質な訪問販売や高齢者虐待等の防止など、人権や財産を守るために、高齢者の方やその家族を支援します。

### 包括的・継続的ケアマネジメント

高齢者の方がより暮らしやすい地域にするため、さまざまな機関とのネットワークづくりをしていきます。また、ケアマネジャー支援も行います。

## 市内地域包括支援センター



### 受付時間

月曜日～金曜日  
午前9時～午後5時15分  
(祝日・年末年始を除く)

※地域包括支援センターにより受付時間が異なることがあります。

地域包括支援センターの名称	所在地	電話番号	FAX番号	主な担当地区	
① 桜井	越谷市下間久里792番地1 (桜井地区センター・公民館内)	970-2015	970-2016	桜井地区	大里、下間久里、上間久里、大泊、平方、平方南町、千間台東
② 新方	越谷市大吉470番地1 (新方地区センター・公民館内)	977-3310	940-3339	新方地区	弥十郎、大吉、向畑、北川崎、大杉、大松、船渡、弥栄町
③ 増林	越谷市増林3丁目4番地1 (増林地区センター・公民館内)	963-3331	940-0145	増林地区	花田、増林、増森、中島、東越谷1～4、6～10丁目
④ 大袋	越谷市大竹831番地1	971-1077	970-1166	大袋地区	恩間、大竹、大道、三野宮、恩間新田、袋山、大林、大房、千間台西
	せんげん台出張所 越谷市千間台西5丁目26番地15	940-1315	940-1315		
⑤ 荻島・北越谷	越谷市南荻島190番地1 (荻島地区センター・公民館内)	978-6500	940-1140	荻島地区	野島、小曾川、砂原、南荻島、西新井、北後谷、長島
				北越谷地区	北越谷
⑥ 出羽	越谷市七左町4丁目248番地1 (出羽地区センター・公民館内)	985-3303	988-8866	出羽地区	七左町1、4～8丁目、大間野町、新川町、宮本町、神明町、谷中町、新越谷2丁目
⑦ 蒲生	越谷市登戸町33番16号 (蒲生地区センター・公民館内)	985-4700	972-6070	蒲生地区	瓦曾根1～2丁目、登戸町、蒲生東町、蒲生寿町、蒲生旭町、蒲生本町、蒲生愛宕町、蒲生南町、南町、蒲生、蒲生西町、南越谷1丁目
⑧ 川柳	越谷市川柳町2丁目507番地1 (老人福祉センターひのき荘内)	990-0753	971-5310	川柳地区	伊原、川柳町、レイクタウン7丁目
⑨ 大相模	越谷市相模町3丁目42番地1 (大相模地区センター・公民館内)	993-4258	993-4259	大相模地区	西方、相模町、大成町、東町、流通団地、レイクタウン1～6、8～9丁目
⑩ 大沢	越谷市東大沢1丁目12番地1 (大沢地区センター・公民館内)	972-4185	972-4186	大沢地区	大沢、大沢1～4丁目、東大沢
⑪ 越ヶ谷	越谷市越ヶ谷4丁目1番1号 (中央市民会館内)	966-1851	965-3855	越ヶ谷地区	越ヶ谷本町、中町、弥生町、東越谷5丁目、赤山町1～2丁目、赤山本町、宮前
⑫ 南越谷	越谷市南越谷4丁目21番地1 (南越谷地区センター・公民館内)	999-6651	999-6678	南越谷地区	瓦曾根3丁目、南越谷2～5丁目、赤山町3～5丁目、蒲生茜町、新越谷1丁目、東柳田町、元柳田町

# その他の介護保険に関する相談窓口

## 施設を利用されている方の気軽な相談相手として

### 介護サービス相談員派遣事業

介護サービス相談員派遣事業は、介護サービス相談員が介護保険施設等を訪問し、利用者の気軽な相談相手としてお話を伺い、利用者事業者の橋渡し役としてサービスが向上するよう事業者に働きかけることを目的としています。

#### ●介護サービス相談員の業務

- ・利用者の話を聴き、相談に応じること
- ・施設の行事等に利用者と一緒に参加すること
- ・事業所の管理者や職員と意見交換すること
- ・必要に応じてサービスの改善を働きかけること
- ・サービス提供の現状把握に努めること

介護サービス相談員は、活動上知り得た秘密を誰にも漏らしません。これは、その職を退いたあとも同様です。



### 令和5年度介護サービス相談員受入事業所

介護サービス相談員派遣事業の趣旨に賛同し、介護サービス相談員を受け入れている事業所は以下のとおりです。

#### 特別養護老人ホーム

- 特別養護老人ホーム憩いの里
- 特別養護老人ホームタムさくらの杜 越谷
- 特別養護老人ホームみちみち越谷
- 特別養護老人ホーム越谷れんげの杜

#### 介護老人保健施設

- 葵の園・越谷

#### 特定施設入居者生活介護（介護付有料老人ホーム等）

- アミカの郷越谷

#### 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

- 憩いの里グループホームことほぎ
- 愛の家グループホーム越谷

#### サービス付き高齢者向け住宅

- エクラシア越谷神明

お問い合わせ：介護保険課 計画担当 TEL 963-9305

## 福祉保健サービスに関する苦情の受け付け

### 越谷市福祉保健オンブズパーソン制度

#### ●オンブズパーソンとは？

オンブズパーソンは「権限を与えられた代理人」という意味です。福祉保健オンブズパーソンは、福祉保健サービスに関する苦情を公正・中立な立場で調査・判断し、迅速に問題の解決を図ります。

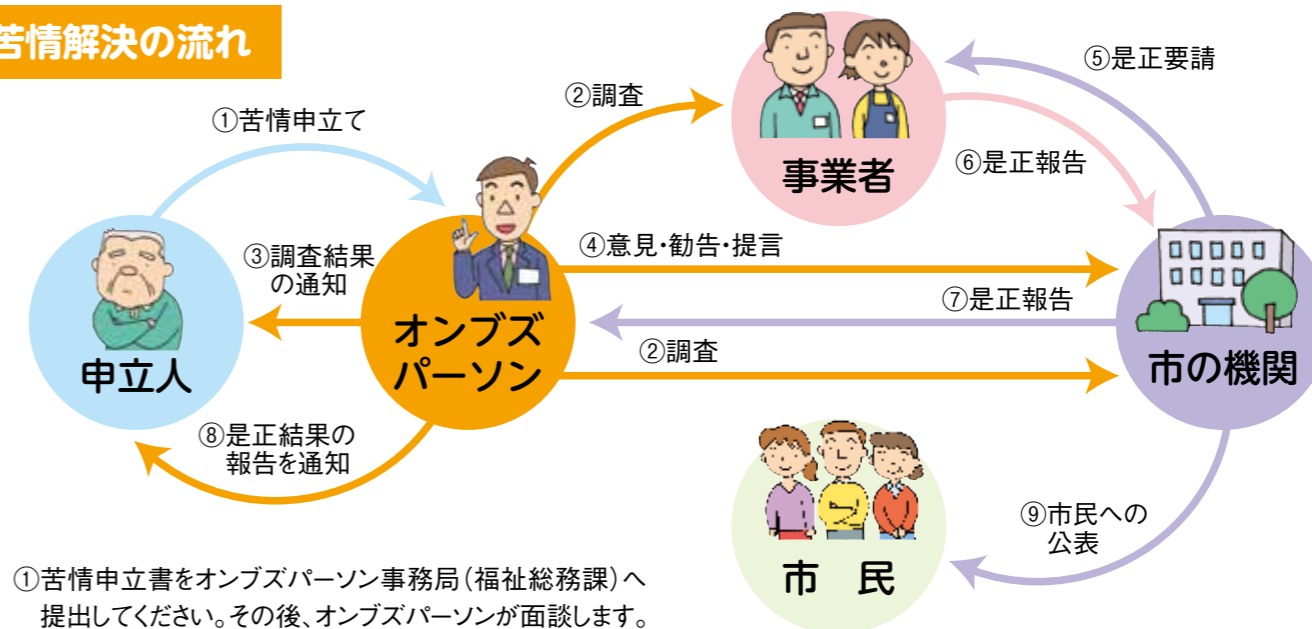
#### ●福祉保健サービスとは？

高齢者や児童、障がい者等に対する福祉サービスの提供、補助金や手当て・救援物資の給付、施設入所の措置等をいいます。ただし、医療行為は除きます。

#### ●申立ての対象にならない苦情とは？

- ・裁判で係争中のものや既に判決等のあったもの
- ・行政不服審査法により審査請求をしているもの及び既に確定しているもの
- ・この制度で既に苦情の処理が終わっているもの
- ・施設建設等の要望、本人のサービス適用に結び付かない制度の改善等の要望
- ・苦情の原因となる事実のあった日の翌日から起算して1年以上経過したもの

### 苦情解決の流れ



- ①苦情申立書をオンブズパーソン事務局（福祉総務課）へ提出してください。その後、オンブズパーソンが面談します。
- ②面談により調査が必要と認められた苦情を調査します。
- ③調査結果を申立受付から45日以内に通知します。
- ④調査の結果、必要に応じて意見表明・是正報告・制度改善の提言を行います。
- ⑤事業者に係る是正報告等については、市の機関から要請します。
- ⑥事業者は、是正要請を受けてから45日以内に市の機関へ是正措置を報告します。
- ⑦市の機関は、意見、勧告については是正勧告を受けてから60日以内、提言については90日以内に是正措置を報告します。
- ⑧オンブズパーソンは、市の機関から受けた是正結果の報告を申立人に通知します。
- ⑨市長は、1年間の運営状況についてオンブズパーソンから報告を受け、個人情報の保護に十分配慮して公表します。

お問い合わせ：福祉総務課 TEL 963-9320

## 薬剤師が相談に応じます

こしがやし かいご ぞうだん やつきよく  
**越谷市まちかど介護相談薬局**

「越谷市まちかど介護相談薬局」は、越谷市の指定を受けた薬局の薬剤師が介護保険制度の仕組みやサービス内容、介護で困っていることなどに無料で相談に応じる制度です。下記薬局までお気軽にご相談ください。



くすりやシーエス薬局	平方南町6-2	974-1497
たから薬局越谷店	平方1705-5	970-8477
びいく薬局	平方1975-3	975-1883
東口薬局	千間台東1-9-12	978-5352
R' センジュドウ薬局	弥栄町1-105-183	979-5559
弥十郎薬局	弥十郎675-1	970-3711
永和堂薬局	弥十郎568-3	979-9258
あるも薬局	東越谷9-32-6	940-2601
ウエルシア調剤薬局東越谷店	東越谷7-9-7	969-2131
サン薬局	増森247-3	969-3577
パール薬局	東越谷6-3-17	940-1289
花田薬局	花田2-33-22	963-5253
ふれあい薬局	東越谷9-1-1	962-8911
訪問薬樹薬局 越谷	東越谷10-36-7	962-0010
薬樹薬局越谷	東越谷10-36-8	964-9994
アクア薬局千間台店	千間台西4-19-37	970-3630
共創未来大袋薬局	袋山1557-26 コーポ並木104	979-3061
サンコー薬局	袋山1361-8	979-1141
鈴木薬局	千間台西1-67 トスカ4F	978-3741
鈴薬局大袋店	袋山1199 山崎ビル1F	940-8273
阪神調剤薬局せんげん台	千間台西2-12-14	978-7386
コジマ薬局せんげん台	千間台西1-10-9	977-6331
鈴薬局南荻島店	南荻島4265-1	967-5480
きたこし薬局	北越谷2-32-1 セントローズ1F	971-0263
越谷クローバ薬局	七左町1-307-3	990-7313
すみれ薬局	神明町3-3-11	969-7271
ウエルシア越谷蒲生薬局	南町1-15-27	990-8260
コスモ薬局越谷東	瓦曾根2-1-27	960-3810
コスモ薬局在宅療養支援センター	瓦曾根2-9-20	971-5550
そね薬局	瓦曾根1-20-35	951-4191
永井薬局	蒲生寿町14-16	986-3028

藤助薬局	蒲生1-5-45	986-3023
メープル薬局越谷店	瓦曾根1-6-14	940-0966
つばさ薬局南越谷店	川柳町3-53-3	940-8044
イオン薬局レイクタウン店	レイクタウン3-1-1	930-7150
オリーブ薬局	大成町6-401-1	990-4101
共創未来レイクタウン薬局	レイクタウン6-1-8	972-5121
コスモ薬局レイクタウンDMビル	レイクタウン8-10-6	973-7490
まごころ薬局	東町2-120-60	989-1919
けんゆう薬局	大沢3-10-10	978-5376
ハート薬局北越谷店	大沢3190-2	966-7806
みはる薬局	大沢3219-10	960-3399
安心堂薬局	赤山町1-163	962-4349
昭和堂薬局	中町10-26	969-1611
ニコニコ薬局	赤山町1-198-1	940-3715
調剤薬局マツモトキヨシ越谷駅西口店	赤山本町2-11	960-2330
弥生薬局	弥生町1-9	965-3386
ゆうあい薬局	赤山本町8-2	964-2400
I&H埼玉医療センター薬局	南越谷2-1-50	967-5897
サイトウ薬局	南越谷3-19-10	966-3954
中島博心堂薬局	蒲生茜町17-16-101	988-4193
ハート薬局南越谷店	南越谷2-14-41	993-4907
薬局アポック南越谷店	南越谷2-2-12 コアースビル1F	963-8751
ゆみ薬局越谷店	元柳田町3-13	969-5300
調剤薬局マツモトキヨシ新越谷店	南越谷2-1-39	969-2551
昭和中央薬局	南越谷1-17-8	985-9098

※令和5年7月現在

まちかど介護相談薬局に関するお問い合わせ先

一般社団法人越谷市薬剤師会  
 越谷市東越谷10-31 TEL 960-4100

# 介護保険Q & A

**Q1** 介護サービスを使いたくない方は  
 介護保険料を払わなくてもいいのですか？

**A1** 介護保険制度は、高齢者などの介護を社会全体で助け合う制度です。そのため、サービスを使う・使わないにかかわらず、介護保険料は納付いただく必要があります。ご理解・ご協力をお願いいたします。

**Q2** 介護保険料の納入通知書が届きましたが、  
 家族の介護保険料はどうなっているのですか？

**A2** 65歳以上の介護保険料は世帯単位ではなく個人単位で賦課しますので、65歳以上の方それぞれに通知書が届きます。もし、世帯内に40歳～64歳の方がいらっしゃる場合、その方の介護保険料はご加入の医療保険の保険料と一緒に健康保険組合等に納めます。

**Q3** いつ、どのような状態の時に  
 介護申請をしたらよいですか？

**A3** 身体機能や認知機能の低下により日常生活に支障をきたし、介護サービスを必要とする状態になった時が申請のタイミングです。ただし、骨折直後や手術直後等、一時的に状態が変わっている時や、「元気なうちに念のため」という理由で申請することはお勧めしません。

**Q4** ホームヘルパーに、  
 頼めないサービスはありますか？

**A4** ホームヘルパーによる自宅を訪問してのサービスは、利用者本人の自力では困難で、身近にサポートしてくれる方がいない場合に提供されます。食事や入浴、排せつのお世話のほか、住居の掃除や洗濯、買い物、食事の準備、通院の付き添いなどのサービスがあります。以下のことは介護保険制度では頼めません。

- ペットの世話
- 留守番
- 草むしりや花木の手入れ
- 来客の対応
- 自家用車の洗車・掃除
- 墓参り
- 大掃除・窓のガラス磨き・床のワックスがけ
- 入院時のお世話
- 利用者以外の洗濯・調理・布団干し
- 家具や電気機器などの移動や模様替え
- 預貯金の引き出しや年金の受け取りなど金銭や貴重品の取扱い

など

# 主な高齢者福祉保健サービスなど

そのほか、高齢者の生活状況や身体状況に応じて高齢者の自立した生活を目指し、また、介護者の負担を軽減するために、日常生活を支援する次のようなサービスを提供しています。

## 在宅福祉

### 訪問理美容サービス事業

自分で理容所・美容所に行くことができない方の自宅に理美容師が出張し、理美容サービスを提供します。出張料を市が負担します。サービス代金は自己負担です（申請時期により年4回まで）。

- 対象** 市内に住所を有し、在宅している方で下記のいずれかに該当する方
  - ①要介護3・4・5の認定を受けている65歳以上の方
  - ②下肢・体幹で身体障害者手帳1級または2級の交付を受けている方
- 費用** 理美容代金は自己負担
- お問い合わせ** 地域包括ケア課 ☎963-9163 障害福祉課 ☎963-9164

### 生活支援短期宿泊事業

見守りや部分的介護が必要な方で、一時的に介護者が病気や事故等で介護が困難になったとき、特別養護老人ホーム等で、空きベッドを利用して一時的に生活管理の支援を行います。年間14日間以内です（空きベッドがあるとき）。

- 対象** 介護保険の認定の対象外となる、65歳以上の方で、心身の状況、生活環境等の理由により日常生活を営むうえで支障のある方
- 費用** 1日：2,500円 **お問い合わせ** 地域包括ケア課 ☎963-9163

### 緊急通報システム

発作症状を伴う疾患があるひとり暮らしの高齢者等を対象に、緊急通報センターに繋がる緊急通報装置を貸与し、緊急通報、健康相談、安否確認業務を行うことで、緊急時の安全の確保と不安の解消を図ります。

- 対象** 次の①～④の全てに該当する方
  - ①65歳以上の方
  - ②発作症状を伴う疾患があり、一人または高齢者のみの生活をしている方
  - ③市内に住所を有し、現に居住している方
  - ④市民税非課税世帯に属する方
- 費用** 無料 **お問い合わせ** 地域包括ケア課 ☎963-9163

### 高齢者補聴器購入費助成事業

市内に住む高齢者を対象に補聴器購入費用の一部を助成します。これにより、補聴器の利用を促進し、地域社会への参加を支援することで、高齢者の認知症予防及びフレイル予防を図ります。

- 対象** 次の①～⑤の全てに該当する方
  - ①65歳以上の方
  - ②聴覚障がいによる身体障害者手帳の交付対象にならない、かつ、耳鼻科医から補聴器が必要と認められる方
  - ③市内に住所を有し、現に居住している方
  - ④市民税非課税世帯に属する方
  - ⑤過去5年で本事業による助成を受けたことがない方
- 費用** 補聴器購入費として、上限30,000円の助成 ※購入後の申請は助成対象外です。
- お問い合わせ** 地域包括ケア課 ☎963-9163

### 在宅介護者福祉手当の支給

在宅の要介護4または5の方を家族で介護している主たる介護者に、手当を支給します。(年3回〔4・8・12月〕に分けて口座振込、要介護の方が施設に入所中・病院等に入院中の場合は対象となりません。)

- 対象** 市内に住所を有し、在宅している65歳以上の要介護4または5の方を家族等で常時介護している主たる介護者（申請時に介護保険サービスの利用状況をお尋ねし、常時介護をされている状態であるか確認します。）
- 費用** 支給額月額：5,000円（2人以上介護している場合は1万円）
- お問い合わせ** 地域共生推進課 ☎963-9237

### 認知症徘徊高齢者家族支援サービス事業

認知症により外出時に行方不明になるおそれのある高齢者を在宅で介護する介護者に、位置検索端末機を貸与します。行方不明時に位置検索を行い、当該高齢者の現在位置を介護者に連絡します。

- 対象** 市内に住所を有する認知症により外出時に行方不明になるおそれのある高齢者を介護している方
- 費用** 月額：900円
- お問い合わせ** 地域包括ケア課 ☎963-9163

### 介護マーク

在宅で高齢者を介護する介護者が周囲から偏見や誤解を受けることがないように介護者であることをさりげなく知ってもらうことで、介護者が介護しやすくなることを目的に、「介護マーク」を配布します。



- 対象** 認知症高齢者等を介護している介護者（市内に住所を有する方の介護をしている方）
- 費用** 無料
- お問い合わせ** 地域包括ケア課 ☎963-9163 / 各地域包括支援センター（35ページ参照）

### 見守り支援配食サービス

越谷市地域包括支援ネットワーク事業に賛同した配食サービス事業所により、配食時に見守り支援を行います。

- 対象** 65歳以上の高齢者等
- 費用** 食事代金は自己負担
- お問い合わせ** 地域包括ケア課 ☎963-9163



### 救急医療情報キット

65歳以上の方や障がいのある方などの安全・安心を確保することを目的に、救急隊員等が迅速かつ適切な救急救命活動を行えるように、「かかりつけ医療機関」などの医療情報等を容器の中に入れて冷蔵庫に保管する救急医療情報キットを配布します。

- 対象** ①65歳以上の一人暮らしの方または65歳以上の方のみの世帯  
②一人暮らしの障がい者または障がい者のみの世帯  
③日中独居者、在宅介護者など、生活上あるいは健康上不安を抱える方
- 費用** 無料
- お問い合わせ** 福祉総務課 ☎963-9320

## ふれあい収集

ごみをご自身で、集積所へ出すことが難しい方のために、訪問収集をしています。

- 対象** ①65歳以上の高齢者のみの世帯 ②障がい者のみの世帯  
**費用** 無料 **お問い合わせ** リサイクルプラザ業務担当 ☎976-5375

## 不動産担保型生活資金（リバース・モゲージ）

低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保とし、生活資金として必要な経費の貸付を行います。

- 対象** 借入申込者の属する世帯の構成員が原則として65歳以上の低所得世帯  
**費用** 貸付限度額：埼玉県社会福祉協議会の会長が定めた額  
**お問い合わせ** 社会福祉協議会 生活支援課 ☎966-2251

## 紙おむつ等配付事業

年2回、紙おむつや尿取りパット等を、自宅までお届けします。※入院または入所をされている方は対象外

- 対象** 市内在住の市民税非課税世帯で下記のいずれかに該当する方（在宅の方のみ）  
①要介護1～5の認定を受けている方  
②身体障害者手帳（1級または2級）の交付を受けている方  
③療育手帳④、Aの交付を受けている方  
④2歳未満の子どもを養育している方  
**費用** 無料 **お問い合わせ** 社会福祉協議会 生活支援課 ☎966-2251



## 福祉車輛の貸出し

車いすで乗降可能な軽ワゴンを貸し出します。※予約の受付は利用希望日の1か月前（休業日の場合はその前日）からとなります。

- 対象** 市内在住の歩行困難で車いすを利用されている方  
**費用** 無料、ガソリン代のみ実費負担  
**お問い合わせ** 社会福祉協議会 生活支援課 ☎966-2251



## 車いすの貸出し

車いすを貸し出します。  
※短期2週間以内（いったん返却後、再度貸し出し可能）  
長期6か月以内（原則1回限り、以後貸し出し不可）

- 対象** 市内に在住し、車いすを必要とする方  
**費用** 無料 **お問い合わせ** 社会福祉協議会 生活支援課 ☎966-2251  
各老人福祉センター 44ページ「老人福祉センター」参照

## 成年後見事業

判断能力が十分でない認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等の財産や権利を守る「成年後見制度」の利用を支援します。制度や利用方法について、相談を受け、手続きについて助言します。

- 対象** 財産管理や契約に不安のある方、成年後見制度について知りたい方  
**費用** 相談や手続き支援は無料  
※手続き自体にかかる費用は自己負担  
**お問い合わせ** 社会福祉協議会 成年後見センター ☎966-2281

### 成年後見センターこしがや

- 【利用日時】** 月曜日～金曜日  
（祝日、年末年始を除く）  
午前8：30～午後5：00  
**【所在地】** 越ヶ谷4-1-1  
（越谷市中央市民会館1階）  
**【電話番号】** 966-2281

## 福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）

判断能力が十分でない高齢者や知的障がい・精神障がいのある方などが安心して生活を送れるように、定期的に訪問し、下記のサービスを行います。ご利用に関する情報・秘密は固くお守りいたします。

### このようなお手伝いをいたします

- 福祉サービスの利用をお手伝いします。
- 日常の暮らしに必要な事務手続きをお手伝いします。
- 日常の暮らしに必要なお金の出し入れをお手伝いします。
- 大切な書類などをお預かりします。

援助内容	料 金
福祉サービスの利用援助	1回1時間まで1,200円 （1時間を超えると30分ごとに400円が加算）
日常的 金銭管理	通帳を本人が保管する場合 1回1時間まで1,600円 （1時間を超えると30分ごとに400円が加算） 通帳を社会福祉協議会が 保管する場合
書類等預かりサービス	基本料2,000円（1年間） 利用料500円（1か月）



- 対象** 生活していく上で、一人で判断することに不安のある高齢者や知的障がい・精神障がいなどのある方  
**費用** 相談は無料、サービスは有料（低所得の方には減免制度あり）  
**お問い合わせ** 社会福祉協議会 成年後見センター ☎966-2281

## 在宅支援家事サービス「ほほえみサービス」事業

日常生活に支障のある高齢者、障がい者（児）、ヤングケアラー、病気やけがをされた方、産前産後の方、その他援助を必要としている方に対して、地域・家庭でその人らしい生活を安心して送れるよう、ほほえみスタッフを派遣し家事支援サービスを有料で提供します。

### このようなお手伝いをいたします

- 衣類等の洗濯
- 居室等の掃除・整理整頓
- 生活必需品等の買い物
- 食事の支度
- 産前産後の家事支援
- その他必要と認められるサービス

- 対象** 市内在住で高齢者や障がい者、ヤングケアラー、病気やけがをされた方、産前産後の方などで家事がおもうようにできない方  
●初めに、ご利用を希望される方の自宅に訪問し、サービス内容の確認をさせていただきます。  
●介護保険の認定を受けている方でも利用できますが、身体介護等に当てはまる場合や日常生活の範囲を超える内容については、対象外となります。  
●活動内容やスタッフの状況により、ご希望に沿えない場合があります。

- 費用** 1時間800円（1時間を超えた時は30分ごとに400円）※短時間サービスは15分以内200円  
**利用日時** 月～金曜日（祝日・年末年始を除く）9～17時  
※家事支援サービスは多くて週に1～2回、1～2時間程度。  
**お問い合わせ** 社会福祉協議会 生活支援課 ☎966-2251

## みまもり・あんしん事業

親族を頼れない等の理由で将来に不安を抱える一人暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯を対象に、孤立せず地域で安心して自立した生活が送れるよう、定期的な訪問やみまもりを行うとともに、入院・入所時の支援や葬儀・埋葬の支援等を行います。

- 対象** 市内在住の65歳以上の一人暮らしまたは夫婦のみの世帯で下記のすべてに該当する方  
①親族に支援者がおらず将来に不安を抱えている方  
②契約の内容を判断することができる方  
③生活保護を受けていない方  
**費用** 入会金10,000円 会費 月額5,000円  
その他サービスに応じて利用料負担あり  
**お問い合わせ** 社会福祉協議会 成年後見センター ☎966-2281

# 生きがい・長寿・健康・その他

## 老人福祉センター

健康で生きがいのある生活が送れるよう、60歳以上の方を対象に、健康の増進・教養の向上等、自主活動の場を提供しています。また、教養講座や健康相談事業なども実施しています。

**対象** 60歳以上の方（受付で使用証を提示）※初めてご利用になる方は、使用証交付申請書（各施設にあります）の提出及び保険証・免許証等の証明になるものを受付に提示してください。

**費用** 無料 **お問い合わせ** 各老人福祉センター

会場	所在地	電話番号	利用時間	休館日
けやき荘	新川町2-55	965-5822	午前9:30~ 午後4:00	第1・3・5土曜日、第2・4日曜日、祝日および年末年始
くすのき荘	大杉655	979-6600		第2・4土曜日、第1・3・5日曜日、祝日および年末年始
ゆりのき荘	増林3-2-2(いきいき館内)	992-6601		毎週月曜日(月曜日が祝日の場合はその翌日)、年末年始
ひのき荘	川柳町2-507-1	973-7903		毎週火曜日(火曜日が祝日の場合はその翌日)、年末年始

## 認知症の方及びその家族と高齢者の居場所づくり事業

高齢者が「ふらっと」気軽に訪れ、交流することができる場所を提供します。「情報交換」の場と「地域交流、仲間づくり」の場です。

**対象** 60歳以上の方

**費用** 無料

**お問い合わせ** 「ふらっと」がもう ☎986-5115  
「ふらっと」おおぶくろ ☎975-4000  
社会福祉協議会 地域福祉課 ☎966-3411

### 「ふらっと」がもう

**【利用時間】** 午前9:00~午後5:00  
**【定休日】** 毎週火曜日および年末年始  
**【所在地】** 蒲生寿町17-12（蒲生駅前商店会内）  
**【電話番号】** 986-5115

### 「ふらっと」おおぶくろ

**【利用時間】** 午前9:00~午後5:00  
**【定休日】** 毎週日曜日および年末年始  
**【所在地】** 袋山1435-16（大袋商店会内）  
**【電話番号】** 975-4000

## いきいき農園

農作業を通して収穫の喜びを味わい、また利用者相互の交流と親睦を深め健康で生きがいのある生活を送っていただくため、60歳以上の方に貸し出しています。

**対象** 60歳以上の方

**費用** 無料

**お問い合わせ** 地域共生推進課 ☎963-9237



## 老人クラブ

各地区の60歳以上の方が互いに交流を図り、健康で楽しく生きがいをもつ活動や奉仕活動に取り組んでいる組織です。

**対象** 60歳以上の方

**お問い合わせ** 越谷市老人クラブ連合会事務局（老人福祉センターけやき荘内） ☎965-5822

### 越谷市老人クラブ連合会事務局 （老人福祉センターけやき荘内）

**【所在地】** 新川町2-55  
**【電話番号】** 965-5822

## シルバーカレッジ

60歳以上の方を対象に、一般教養講座を開講しています。社会環境の変化に対応する知識と心身の健康を培い、社会参加による生きがいを高めるための講座です。

**対象** 60歳以上の方

**費用** 無料 **お問い合わせ** 地域共生推進課 ☎963-9237

## 敬老会

多年にわたって社会に貢献してきた方を敬愛し、長寿を祝って、敬老会を開催しています。75歳以上の方に式典への案内をしています。

**対象** 75歳以上の方 **費用** 無料 **お問い合わせ** 地域共生推進課 ☎963-9237

## 敬老祝金

市内に1年以上居住している方で、満88歳、満99歳の年齢に達した方は、その年度の9月または3月に、満100歳に達した方は誕生日以降に、敬老の意を表すとともに長寿を祝福してお祝金を贈呈します。

**対象** 満88歳 3万円/満99歳 5万円/満100歳 7万円

**お問い合わせ** 地域共生推進課 ☎963-9237

## きらぽ（越谷きらきらポイント）

高齢者の社会参加を推進するため、スマートフォンの健康アプリを活用した生きがいづくりやフレイル予防を行います。アプリを通じて獲得したポイントはPayPayの支払いに使用することができます。

**対象** 65歳以上の方 **費用** 無料 ※アプリのダウンロードや使用にかかる通信料は自己負担

**お問い合わせ** 地域共生推進課 ☎963-9187

## 介護支援ボランティア制度

市に登録された介護保険施設などで、高齢者がボランティア活動を行うとポイントがもらえ、貯めたポイントを翌年度に換金（年間最高5,000円）できる仕組みです。

**対象** 越谷市介護保険第1号被保険者（65歳以上の方）

**お問い合わせ** 地域共生推進課 ☎963-9237  
社会福祉協議会 ボランティアセンター ☎966-3211

## シルバー人材センター

60歳以上で、臨時的、短期的な就業を希望される方、また、仕事を通して仲間づくりをしたい方に、経験、技能、体力等に応じて希望する仕事をお世話する会員制の組織です。

**主な仕事** 家庭内清掃、襖や障子の張替、植木剪定、除草、あて名書き、住まいの修繕関係

**費用** 有料 **お問い合わせ** シルバー人材センター ☎967-4311

## 在宅訪問歯科保健事業

在宅で寝たきり等のため歯科医院へ行くことが難しい方の自宅に歯科医師がうかがい、健診を実施します。（要申込み：健康づくり推進課、または保健ガイドに掲載されている歯科医療機関へ）※治療は行いません。

**対象** 身体が不自由で歯科医院へ行くことが難しい方

**費用** 無料 **お問い合わせ** 健康づくり推進課 健康づくり推進担当 ☎960-1100



# 成年後見制度

## 成年後見制度とは？

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪質商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な方を保護し、支援するのが成年後見制度です。

## 成年後見制度にはどのようなものがあるのですか？

成年後見制度は、大きく分けると、法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。法定後見制度は、「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれており、判断能力の程度など本人の事情に応じて制度を選べるようになっています。

法定後見制度においては、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、本人を保護・支援します。

任意後見制度は、本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約を公証人の作成する公正証書で結んでおくというものです。そうすることで、本人の判断能力が低下した後に、任意後見人が、任意後見契約で決めた事務について、家庭裁判所が選任する「任意後見監督人」の監督のもと本人を代理して契約などをすることによって、本人の意思にしたがった適切な保護・支援をすることが可能になります。

## 成年後見人等には、どのような方が選ばれるのでしょうか？

成年後見人等には、本人のためにどのような保護・支援が必要かなどの事情に応じて、家庭裁判所が選任することになります。本人の親族以外にも、法律・福祉の専門家その他の第三者や、福祉関係の公益法人その他の法人が選ばれる場合があります。

## 成年後見人等の役割は何ですか？

成年後見人等は、本人の生活・医療・介護・福祉など、本人の身のまわりの事柄にも目を配りながら本人を保護・支援します。ただし、成年後見人等の職務は本人の財産管理や契約などの法律行為に関するものに限られており、食事の世話や実際の介護などは、一般に成年後見人等の役割ではありません。

また、成年後見人等はその事務について家庭裁判所に報告するなどして、家庭裁判所の監督を受けることになります。

（資料：法務省 民事局ホームページより抜粋）



※成年後見制度について詳しく知りたい方は、「成年後見センターこしがや」にお問い合わせください（42ページ参照）

## 高齢者インフルエンザ予防接種

インフルエンザの予防接種は、インフルエンザにかかりにくくしたり、またかかっても重症になることを防ぐ効果があります。

※公費で受けられるのは年間1回までです。

**期 間** 令和5年10月1日～令和6年1月31日

**対 象** 市内在住で下記に該当する方

- 接種日に65歳以上の方
- 60歳以上65歳未満の方で心臓・腎臓・呼吸器機能・免疫不全で身体障害者手帳1級の交付を受けている方、またはそれと同等の障がいがあり医師の診断書のある方

**費 用** 1,500円（生活保護世帯に属する方・中国残留邦人支援給付制度適用の方は無料、市民税非課税世帯に属する方は事前申請により無料）

**お問い合わせ** 健康づくり推進課 健康づくり推進担当 ☎960-1100

## 高齢者肺炎球菌予防接種

肺炎球菌性肺炎は、成人肺炎の25～40%を占め、特に高齢者での重症化が問題になっています。肺炎球菌ワクチン接種により、肺炎の予防や肺炎にかかっても重症化を防ぐ効果が期待されます。

※公費で受けられるのは、初回接種の方で1人1回限りです。

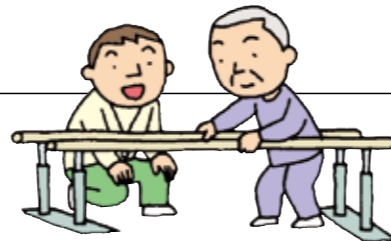
**期 間** 令和5年4月1日～令和6年3月31日

**対 象** 市内在住で下記に該当する方

- 年度内に65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳になる方（年度当初に個別通知をしています）
  - 60歳以上65歳未満の方で心臓・腎臓・呼吸機能・免疫不全で身体障害者手帳1級の交付を受けている方、またはそれと同等の障がいがあり医師の診断書のある方
- ※ただし、今までに一度でも（自費でも）肺炎球菌ポリサッカライドワクチンを受けた方は対象外です。

**費 用** 3,000円（生活保護世帯に属する方・中国残留邦人支援給付制度適用の方は無料、市民税非課税世帯に属する方は事前申請により無料）

**お問い合わせ** 健康づくり推進課 健康づくり推進担当 ☎960-1100



## リハビリなんでも相談

けやき荘・くすのき荘・ゆりのき荘・ひのき荘・保健センターにおいて、理学療法士・作業療法士によるリハビリ等の相談を実施しています。

- 【けやき荘】4月・7月・10月・1月の第4金曜日（原則）
  - 【くすのき荘】5月・8月・11月・2月の第3金曜日（原則）
  - 【ひのき荘】6月・9月・12月・3月の第2金曜日（原則）
  - 【ゆりのき荘】毎月第2木曜日（原則）
  - 【保健センター】毎月第1・3火曜日（午前） ※事前に健康づくり推進課に予約が必要です。年齢不問
- 60歳以上の方 先着8名  
予約不要  
(9:30～11:00に直接会場へ)

**費 用** 無料

**お問い合わせ** 健康づくり推進課 健康づくり推進担当 ☎960-1100

## 子育て支援のご案内

「こしがや子育てガイドブック」に、妊娠から出産、0歳から18歳までの子どもに関するさまざまな支援を掲載しています。

**配布場所** 市役所（子ども施策推進課 介護保険課）、出張所、保健センター、児童館など  
※市公式ホームページからも閲覧できます。

**お問い合わせ** 子ども施策推進課 ☎963-9165  
※発行、配布に関してのみ。各種支援に関しては、各担当課へのお問い合わせとなります。



お名前

ご住所

電話番号

生年月日（明治・大正・昭和） 年 月 日

	病院・事業所名	主治医・担当者名	電話番号
かかりつけ医			
ケアマネジャー			
介護サービス事業者			
緊急連絡先			

## 介護保険に関するお問い合わせは

**地域共生部 介護保険課** 〒343-8501 越谷市越ヶ谷四丁目2番1号

- ◆ **計画担当** .....  
施設の整備に関する事 **☎048-963-9305**
- ◆ **認定担当** .....  
介護の相談・申請に関する事 **☎048-963-9125**
- ◆ **給付担当** .....  
介護保険のサービス利用に関する事 **☎048-963-9169**
- ◆ **保険料担当** .....  
介護保険料に関する事 **☎048-963-9168**

**地域共生部 地域共生推進課**

- 生きがい対策に関する事 **☎048-963-9237**
- 地域包括ケアシステムに関する事 **☎048-963-9187**

**地域共生部 地域包括ケア課**

- 介護予防・高齢者福祉サービスに関する事 **☎048-963-9163**
- 介護保険に関する相談窓口は本冊子34ページから38ページもご覧ください。

**UD FONT** by MORISAWA ユニバーサルデザイン (UD) の考え方にに基づき、より多くの方へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。